

# 1 市区町村における女性保護支援に関する調査結果

## (1) 市区町村における相談体制

### ① 女性相談件数

各市区町村における女性相談窓口における女性相談件数は合計 18,853 件であった。そのうち、DV 相談は 9,652 件 (51.2%)、DV 相談以外は 9,201 件 (48.8%) であった。

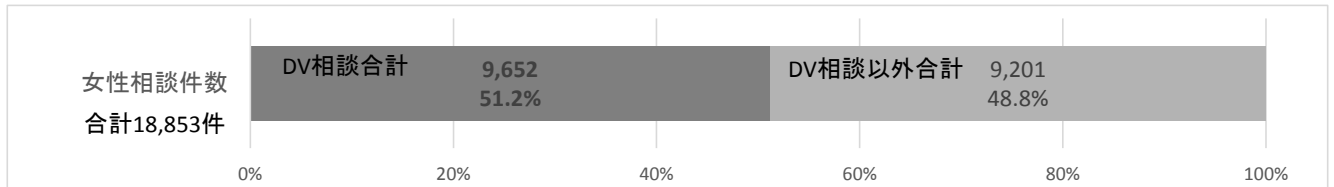


図. 女性相談窓口における女性相談件数

各市区町村の女性相談窓口における相談件数比率は、0.05%未満から 1%以上と幅があることから、相談件数比率が低い市町村では潜在的な相談ニーズがあることが推測される。また、婦人相談員の配置がある場合のほうが多くの相談を受けている割合が高くなる傾向があった。

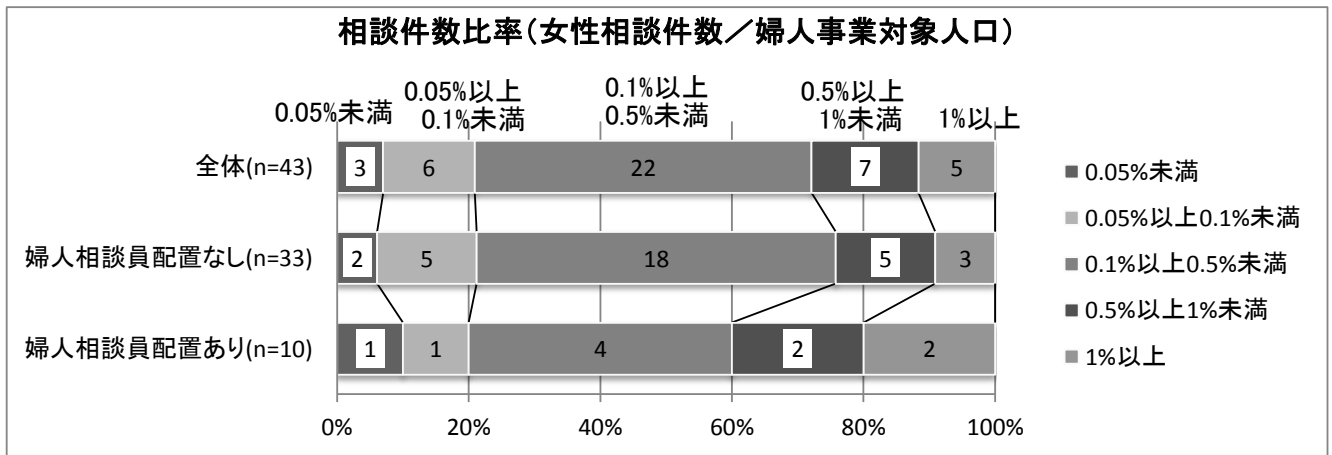


図. 女性相談窓口における女性相談比率

### ② 庁内連絡会議開催の状況

庁内連絡会議を行っているのは 27 市町村 (62.8%) であり、開催会議数は 1 種類の会議が多かった (21 市町村、77.8%)。

回答のあった 35 種類の会議の会議開催頻度は年 1 回が最も多く (19 会議、54.3%)、必要に応じて不定期開催しているところ、その他として月 1 回開催しているところもあった。

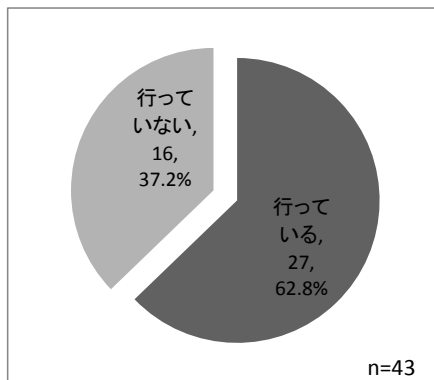


図. 庁内連絡会議開催有無

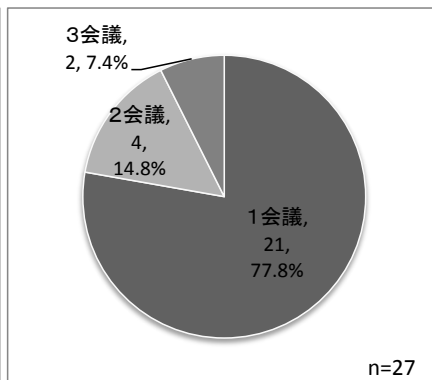


図. 庁内連絡会議数

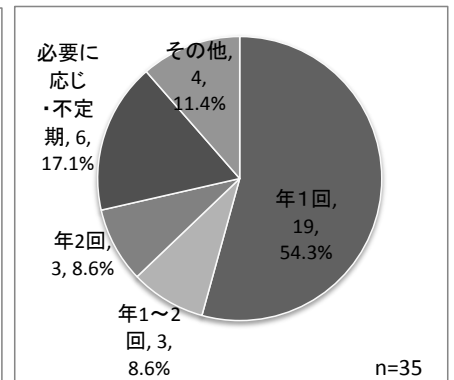


図. 庁内連絡会議開催頻度

### ③庁内職員研修の状況

庁内職員研修を行っているのは14市町村(32.6%)であり、行っていないほうが多かった(29市町村、67.4%)。行っている場合、1種類の研修の実施が最も多かった(12市町村、85.7%)。

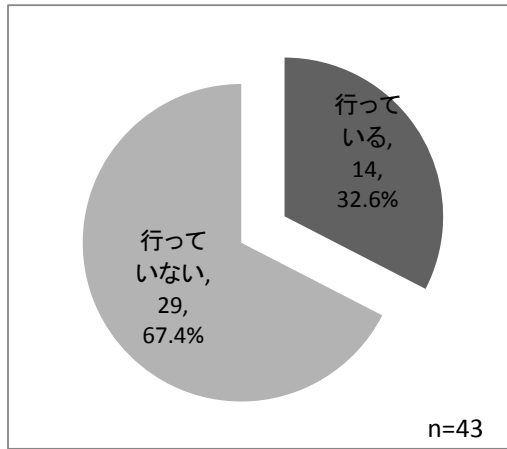


図. 庁内職員研修開催有無

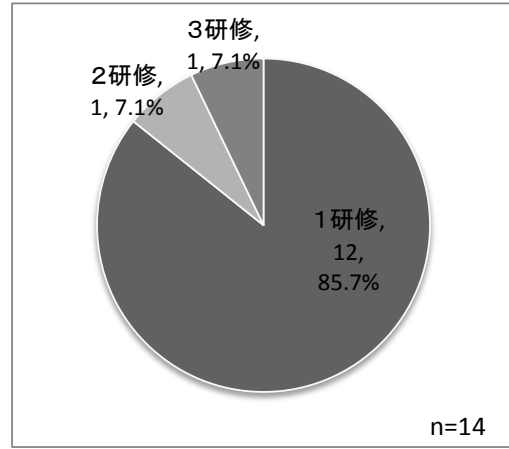


図. 庁内職員研修数

### ④婦人相談員

婦人相談員を配置しているところは10市町村(23.3%)であった。配置されている場合、1名(3市町村、30.0%)もしくは2名(4市町村、40.0%)を配置しているところが全体の7割であった。最も多いところで14名を配置していた市町村もあった。

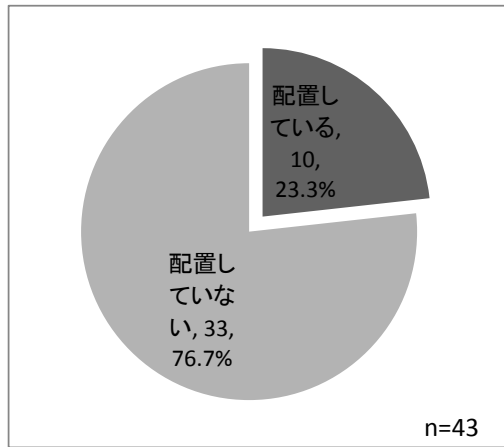


図. 婦人相談員配置有無

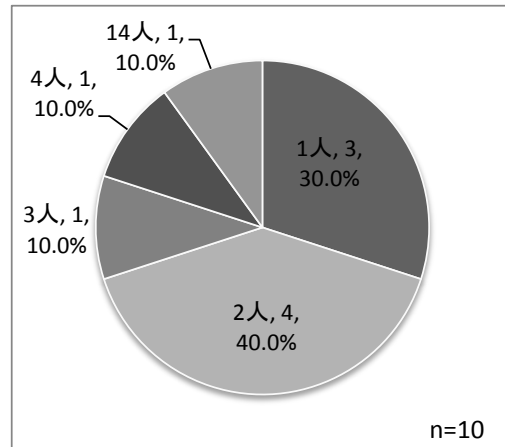


図. 婦人相談員配置人数

配置されている婦人相談員32人のうち、常勤は1名(3.1%)でほとんどが非常勤(30人、93.8%)であった。経験年数は調査時点で最短1ヶ月から最長29年5ヶ月と幅があった。

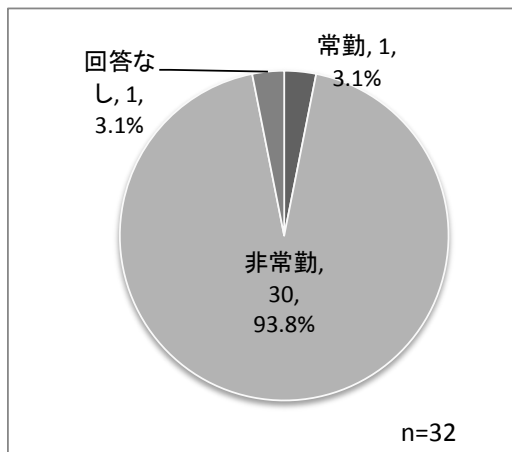


図. 婦人相談員（常勤・非常勤）

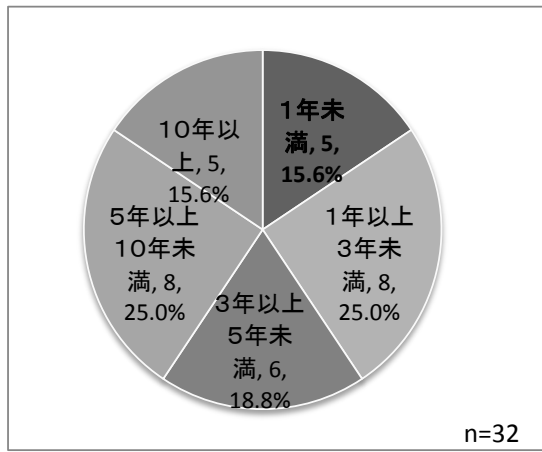


図. 婦人相談員（経験年数）

## (2)各窓口の主訴別支援

### ①女性相談窓口

#### ・主訴(経済的困窮)

経済的困窮の場合に「よくある」が最も多かったのは生活保護窓口への引き継ぎ（22件、43.1%）であり、次にDV等による緊急一時保護（8件、16.7%）、助言（知人・親類宅等）（6件、12.5%）であった。「よくある」「ときどきある」をあわせると、生活保護窓口への引き継ぎ（42件、82.4%）が最も多く、次に助言（知人・親類宅等）（26件、54.2%）、母子相談窓口への引き継ぎ（24件、51.1%）が多かった。

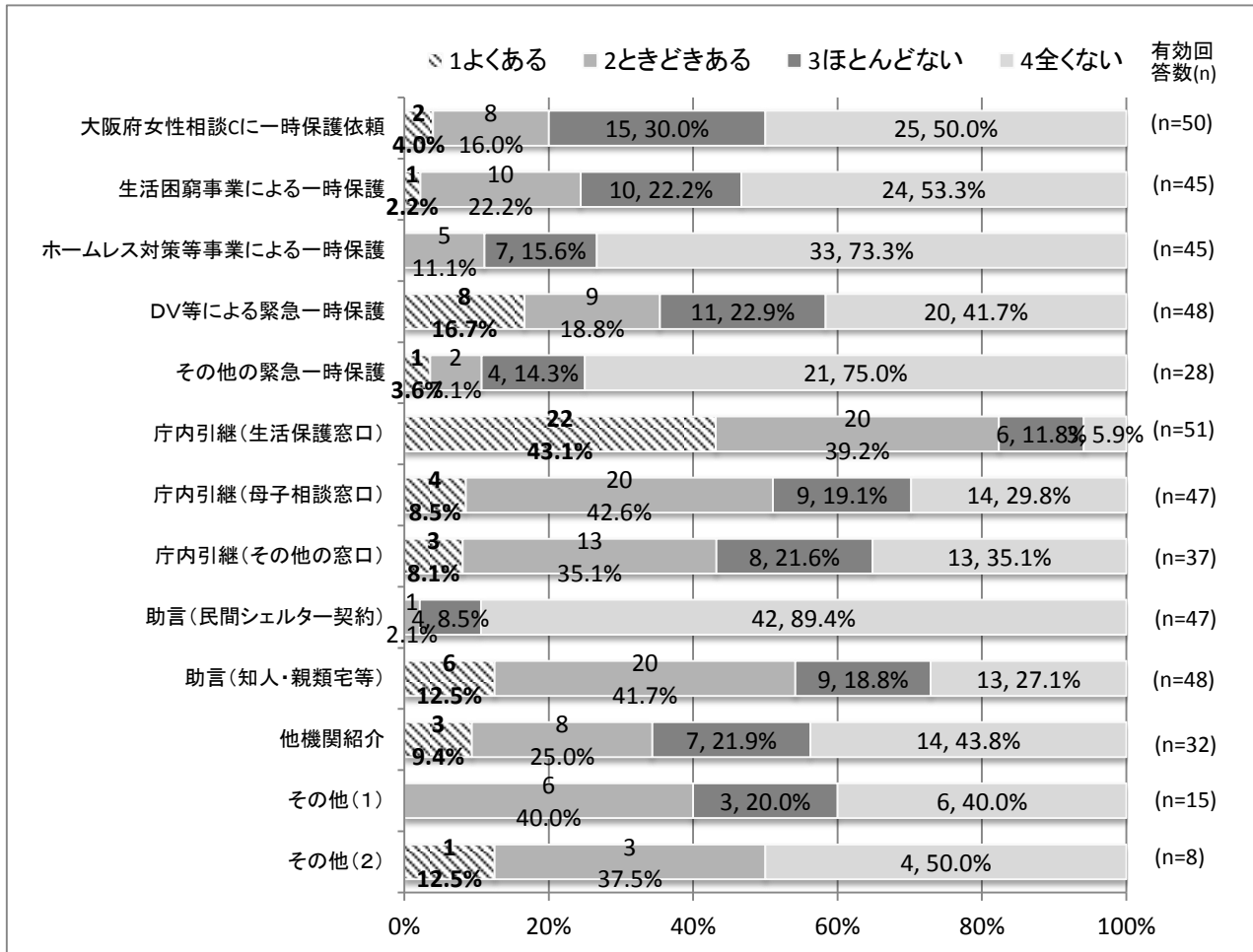


図. 女性相談窓口における経済的困窮への支援内容

#### ・主訴(住まい不安定)

住まい不安定の場合に「よくある」が最も多かったのは生活保護窓口への引き継ぎであり（16件、32.0%）、次にDV等による緊急一時保護（6件、12.8%）、助言（知人・親類宅等）（6件、12.2%）であった。「よくある」「ときどきある」をあわせると、生活保護窓口への引き継ぎが最も多く（6件、68.0%）、次に助言（知人・親類宅等）（22件、44.9%）、母子相談窓口への引き継ぎ（18件、36.0%）、生活困窮事業による一時保護（16件、34.8%）が多かった。

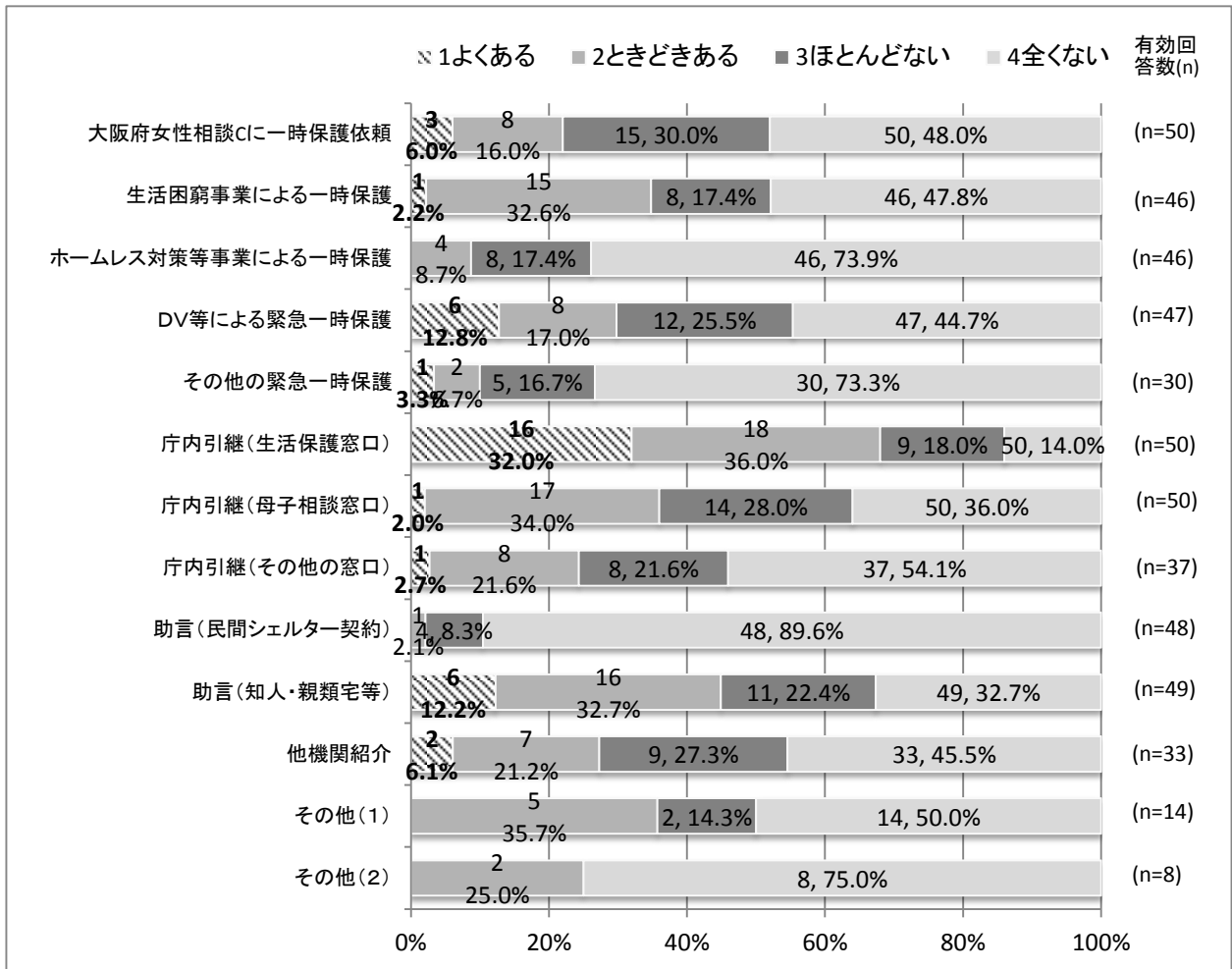


図. 女性相談窓口における住まい不安定への支援内容

・主訴(DV(本人が被害者))

DV(本人が被害者)の場合に「よくある」の割合が最も多かったのは他機関紹介(16件、36.4%)であった。次に、DV等による緊急一時保護(21件、31.3%)、生活保護窓口への引き継ぎ(19件、28.4%)が多かった。「よくある」「ときどきある」をあわせると生活保護窓口への引き継ぎ(48件、71.6%)、大阪府女性相談センターに一時保護依頼(49件、70.0%)、DV等による緊急一時保護(42件、62.7%)、他機関紹介(27件、61.4%)、助言(知人・親類宅等)(39件、60.0%)、その他の窓口への引き継ぎ(28件、59.6%)、母子相談窓口への引き継ぎ(33件、54.1%)が50%を越えていた。

他の主訴と比べてDV(本人が被害者)の場合では「よくある」「ときどきある」と選択された支援の種類が多く、またその割合も高かったことから、生活保護や母子相談など庁内のさまざまな窓口への引き継ぎや他機関紹介、一時保護制度の利用、知人・親類宅等の助言など多様な支援が複合的に提供されていることがうかがえる。

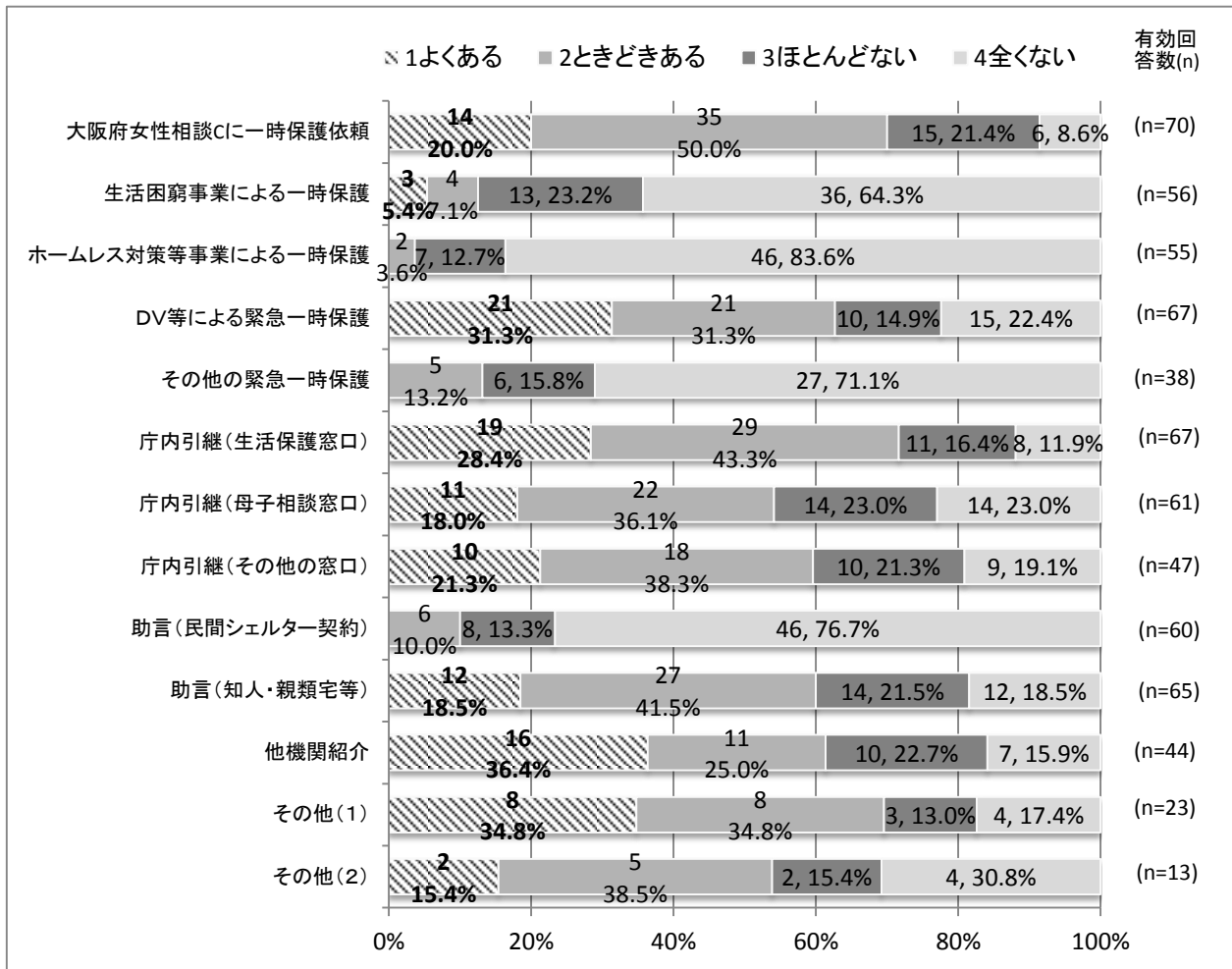


図. 女性相談窓口におけるDV（本人が被害者）への支援内容

・主訴(暴力(本人が被害者))

暴力(本人が被害者)の場合に「よくある」が最も多かったのは他機関紹介であった(7件、18.4%)。「よくある」「ときどきある」をあわせると、生活保護窓口への引き継ぎが最も多く(29件、50.0%)、次に助言(知人・親類宅等)(27件、49.1%)、他機関紹介(17件、44.7%)、大阪府女性相談センターに一時保護依頼(23件、39.7%)、DV等による緊急一時保護(20件、37.0%)が多かった。

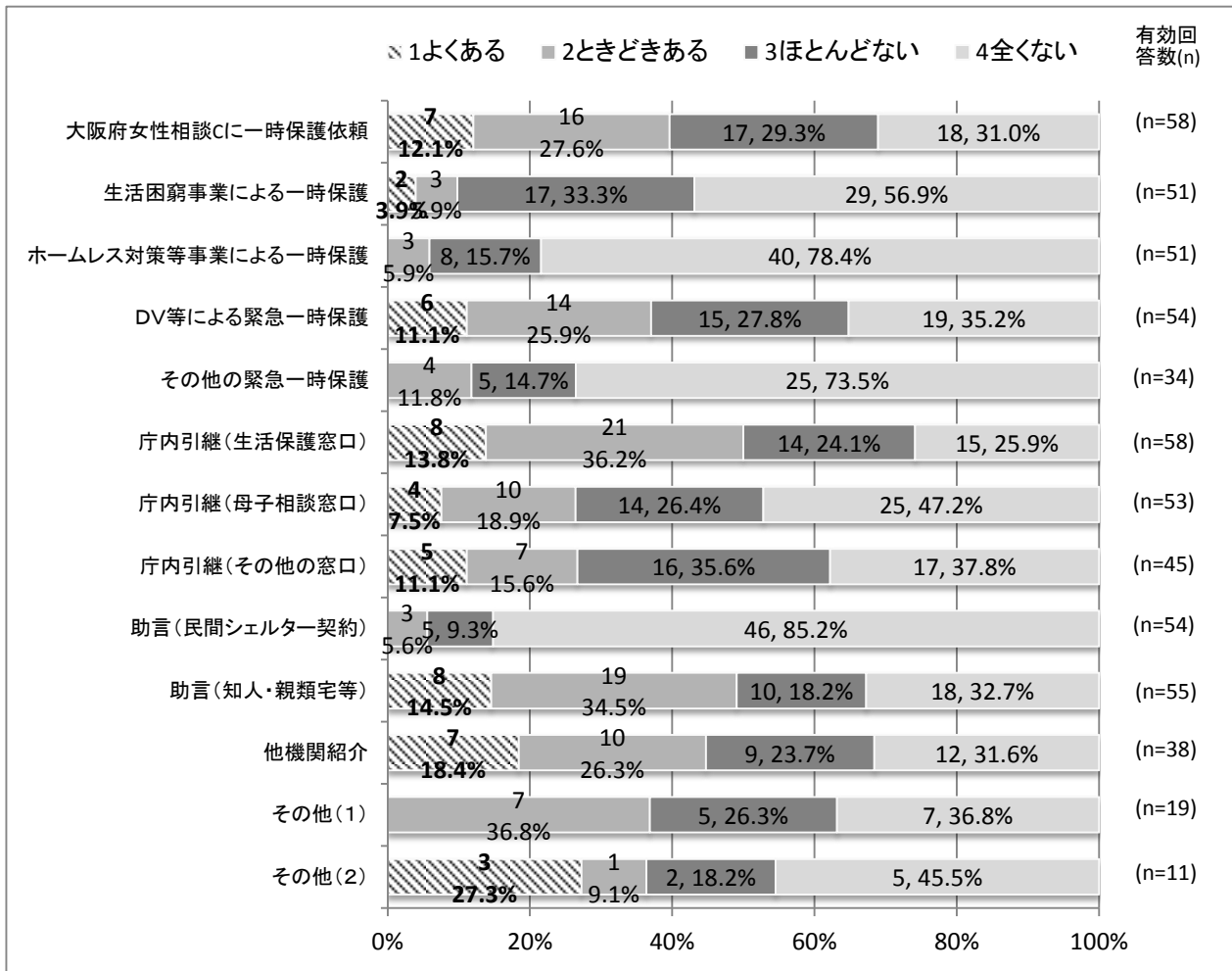


図. 女性相談窓口における暴力（本人が被害者）への支援内容

・主訴(その他保護が必要)

その他保護が必要な場合に「よくある」が最も多かったのはその他の窓口への引き継ぎ（4件、11.1%）であった。「よくある」「ときどきある」をあわせると、生活保護窓口への引き継ぎが最も多く（15件、32.6%）、次にその他の窓口への引き継ぎ（11件、30.6%）、助言（知人・親類宅等）（12件、27.3%）が多かった。

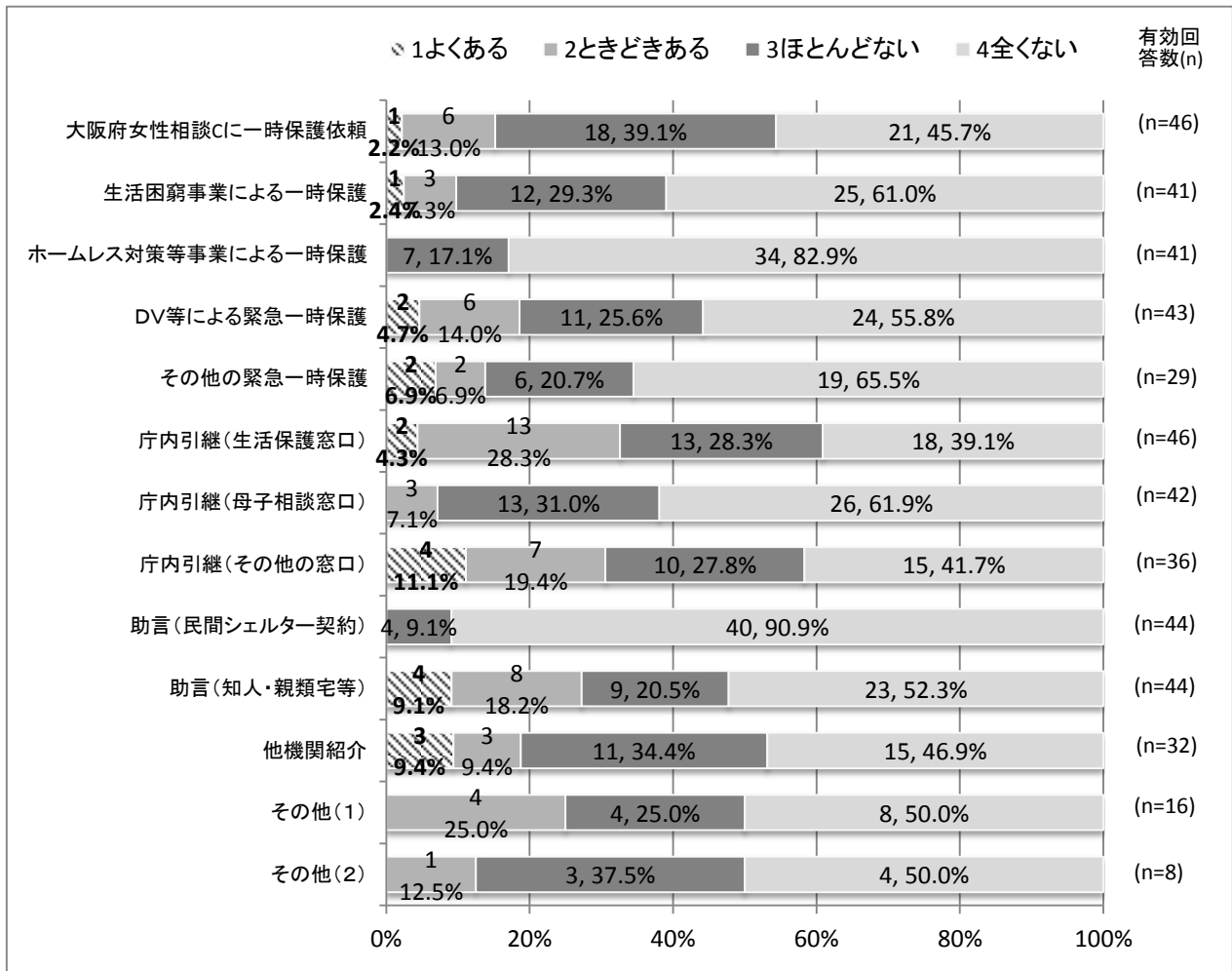


図. 女性相談窓口におけるその他保護が必要への支援内容

#### ・女性相談窓口のまとめ

女性相談窓口では生活保護窓口への引き継ぎが多くの主訴において行われていた。特に、経済的困窮住まい不安定では生活保護窓口への引き継ぎがよく行われおり、その他の主訴においても、生活保護窓口への引き継ぎが行われていることから、女性相談窓口において生活保護窓口との連携を行うことが重要であることが推測される。また、DV等による緊急一時保護は、DV（本人が被害者）の主訴だけでなく、経済的貧困、住まい不安定、暴力（本人が被害者）の時にも多く使われていた。さらに助言（知人・親類宅等）も多くの主訴で行われていた。以上の結果から、女性相談窓口では様々な支援が主訴に合わせて行われていることが示された。特にDV（本人が被害者）の場合では多様な支援が複合的に提供されていることがうかがえた。



## ②生活保護窓口

### ・主訴(経済的困窮のみ)

経済的困窮のみの場合に「よくある」が最も多かったのは生活保護の居宅支援 (29 件、72.5%) であった。「よくある」「ときどきある」をあわせると、生活保護の居宅支援が最も多く (38 件、95.0%)、次にその他の窓口への引き継ぎ (15 件、53.6%)、母子相談窓口への引き継ぎ (17 件、43.6%) が多かった。

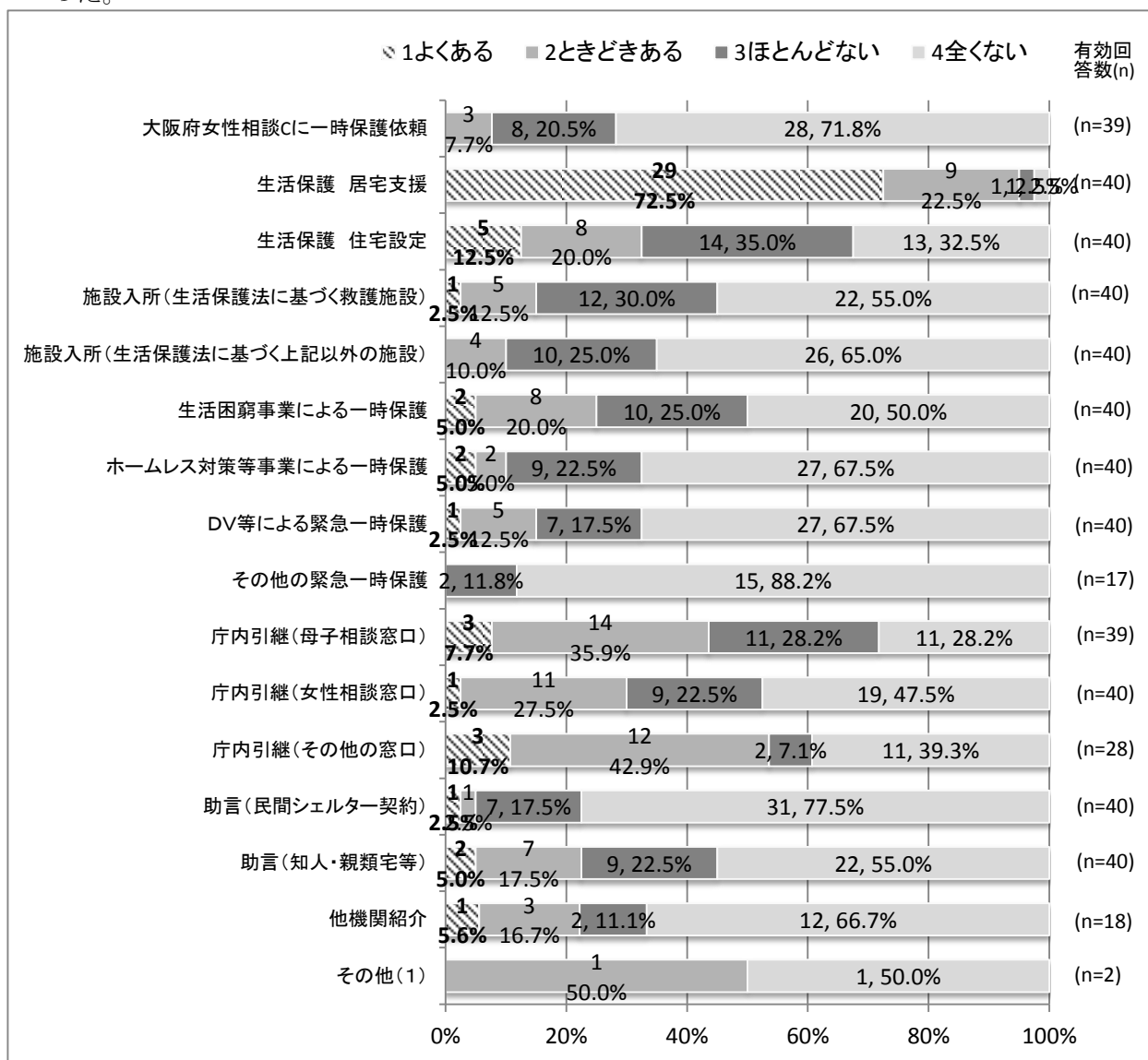


図. 生活保護窓口における経済的困窮のみへの支援内容

### ・主訴(経済的困窮+住まい不安定)

経済的困窮と住まい不安定の場合に「よくある」が最も多かったのは生活保護の居宅支援 (10 件、26.3%) であり、次に住宅設定 (8 件、20.5%) であった。「よくある」「ときどきある」をあわせると、生活保護の居宅支援 (31 件、81.6%) が最も多く、次に住宅設定 (23 件、59.0%)、助言 (知人・親類宅等) (17 件、44.7%)、母子相談窓口への引き継ぎ (16 件、44.4%)、生活困窮事業による一時保護 (16 件、41.0%) が多かった。

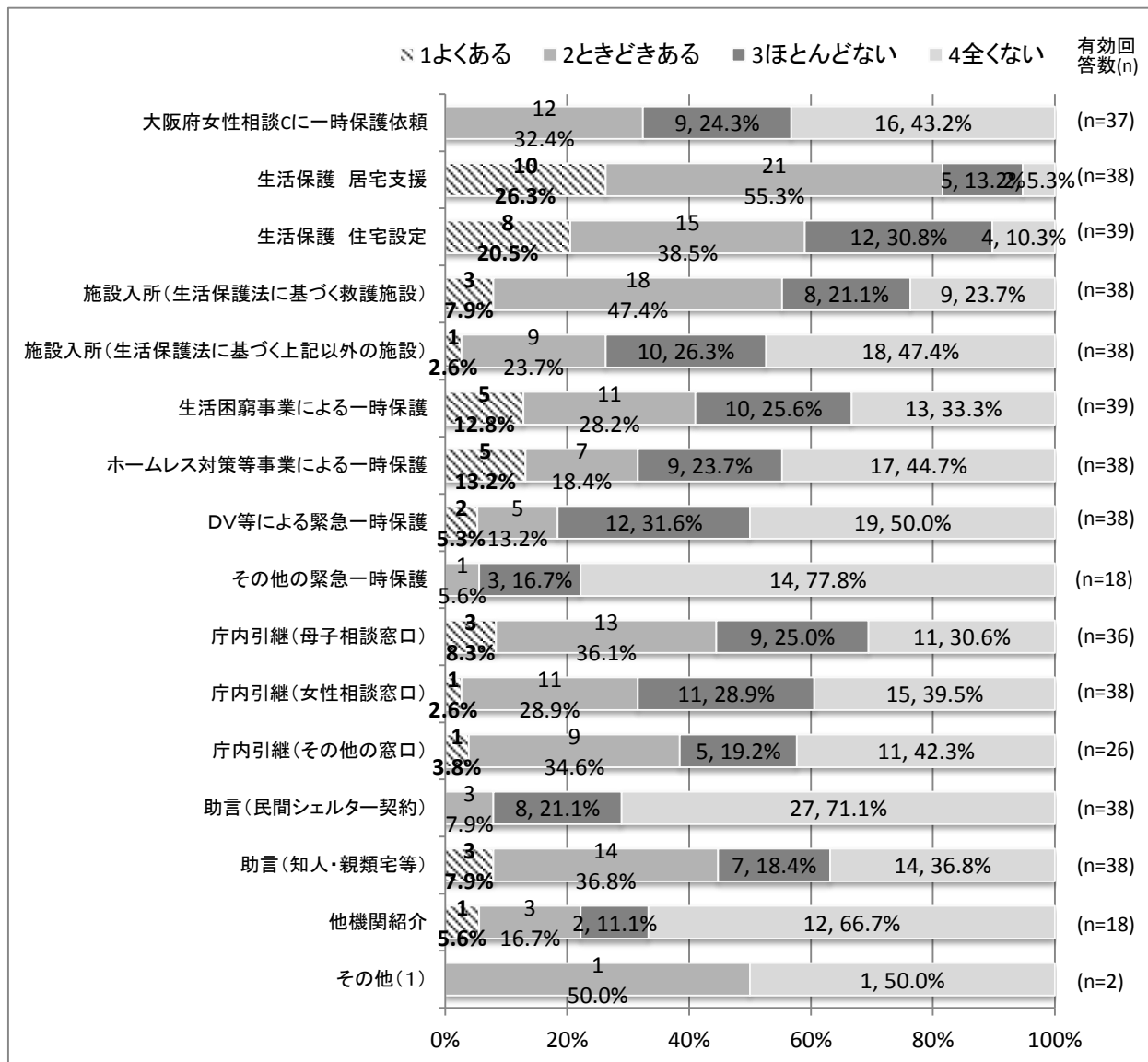


図. 生活保護窓口における経済的困窮+住まい不安定への支援内容

・主訴(経済的困窮+DV(本人が被害者))

経済的困窮とDV(本人が被害者)の場合に「よくある」が最も多かったのは女性相談窓口への引き継ぎ(11件、27.5%)であり、次にDV等による緊急一時保護(7件、17.5%)であった。「よくある」「ときどきある」をあわせると、生活保護の居宅支援が最も多く(31件、79.5%)、次に女性相談窓口への引き継ぎ(30件、75.0%)、生活保護の住宅設定(24件、61.5%)、母子相談窓口への引き継ぎ(24件、61.5%)、DV等による緊急一時保護(23件、57.5%)、大阪府女性相談センターに一時保護依頼(17件、45.9%)が多かった。経済的困窮とDV(本人が被害者)の場合、女性相談窓口や母子相談窓口への引き継ぎが行われるとともに、DV等による緊急一時保護制度の利用、居宅支援や住宅設定など生活を築いていくための生活保護制度の活用が行われていることが推測される。

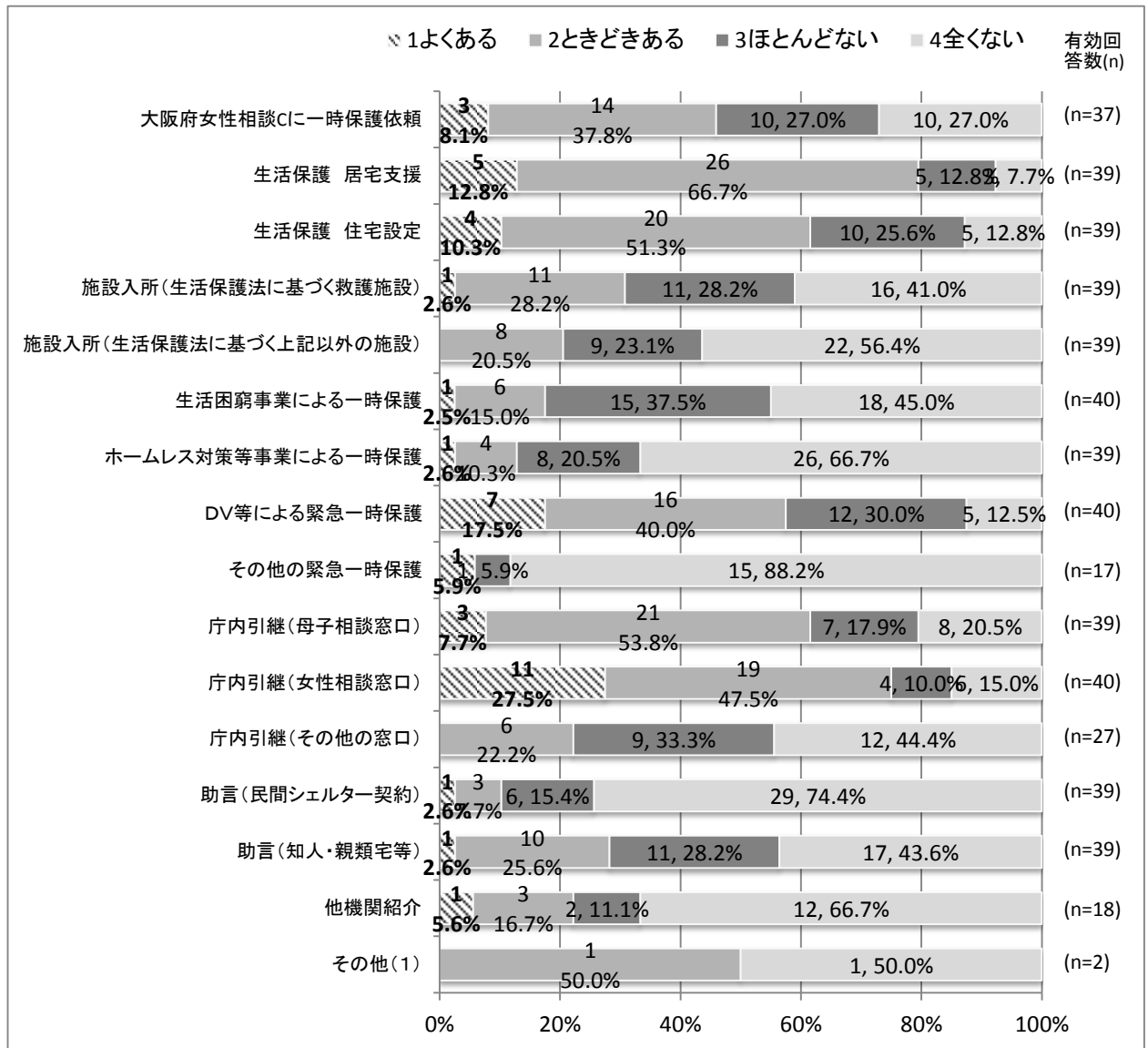


図. 生活保護窓口における経済的困窮+DV(本人が被害者)への支援内容

・主訴(経済的困窮+暴力(本人が被害者))

経済的困窮と暴力(本人が被害者)の場合は、「よくある」が最も多かったのは女性相談窓口への引き継ぎ(8件、21.1%)であり、次にDV等による緊急一時保護(7件、18.4%)であった。「よくある」「ときどきある」をあわせると、生活保護の居宅支援が最も多く(25件、67.6%)、次に女性相談窓口への引き継ぎ(22件、57.9%)、生活保護の住宅設定(20件、54.1%)、母子相談窓口への引き継ぎ(19件、51.4%)、DV等による緊急一時保護(17件、44.7%)が多かった。経済的困窮と暴力(本人が被害者)の場合、DV(本人が被害者)の場合と同様に、女性相談窓口や母子相談窓口への引き継ぎが行われるとともに、DV等による緊急一時保護制度の利用、居宅支援や住宅設定など生活を築いていくための生活保護制度の活用が行われていることが推測される。

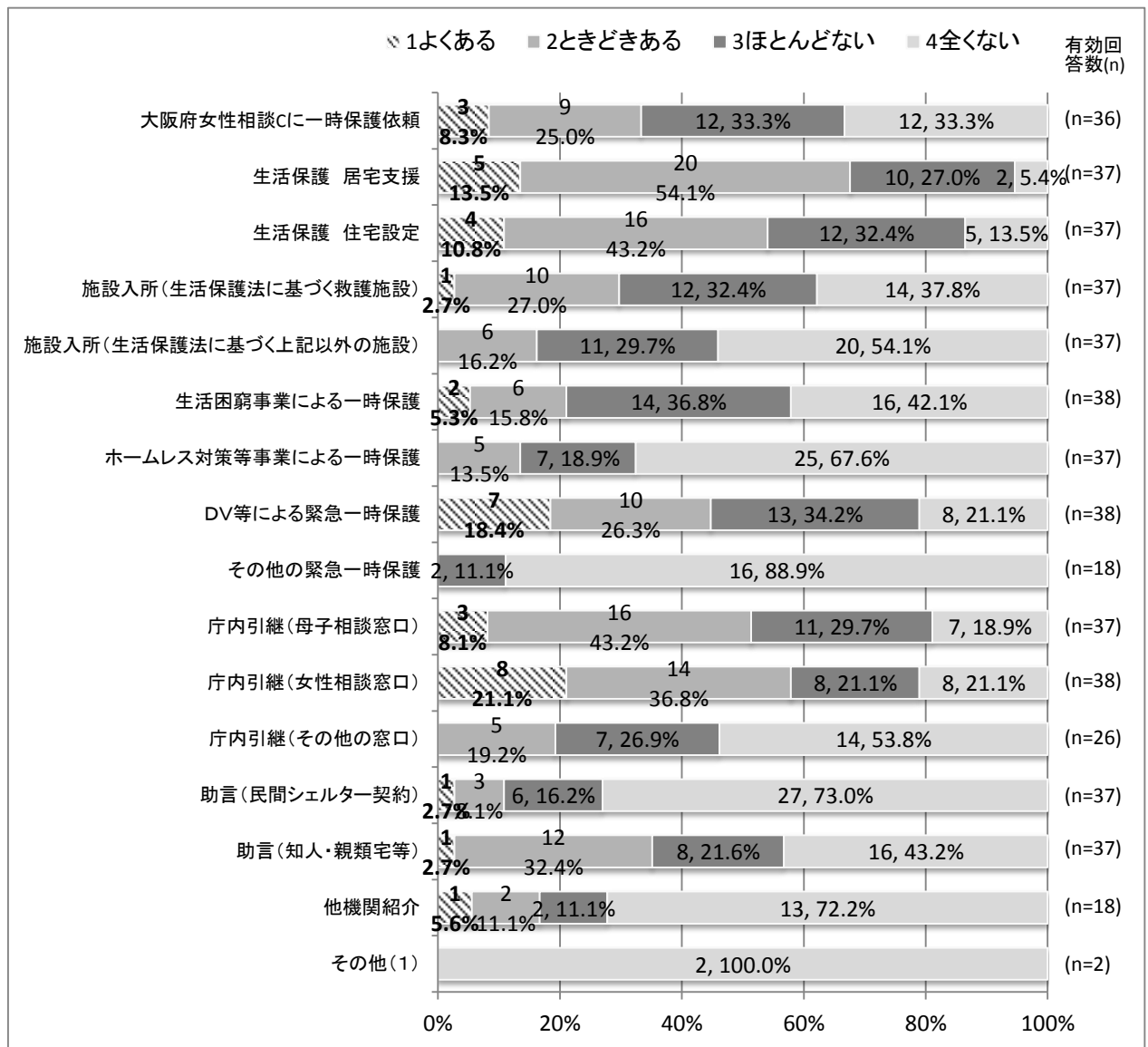


図. 生活保護窓口における経済的困窮+暴力(本人が被害者)への支援内容

・主訴(経済的困窮+その他保護が必要)

経済的困窮とその他保護が必要の場合は、「よくある」が最も多かったのは生活保護の居宅支援(8件、21.6%)であった。「よくある」「ときどきある」をあわせると、生活保護の居宅支援が最も多く(25件、67.6%)、次にその他の窓口への引き継ぎ(11件、42.3%)、住宅設定(14件、37.8%)、施設入所(生活保護法に基づく救護施設)(11件、29.7%)、母子相談窓口への引き継ぎ(10件、27.8%)、女性相談窓口への引き継ぎ(10件、27.0%)が多かった。経済的困窮とその他保護が必要の場合、居宅支援や住宅設定、救護施設という生活保護制度の活用だけではなく、庁内の種々の窓口への引き継ぎも行われていることが推測される。

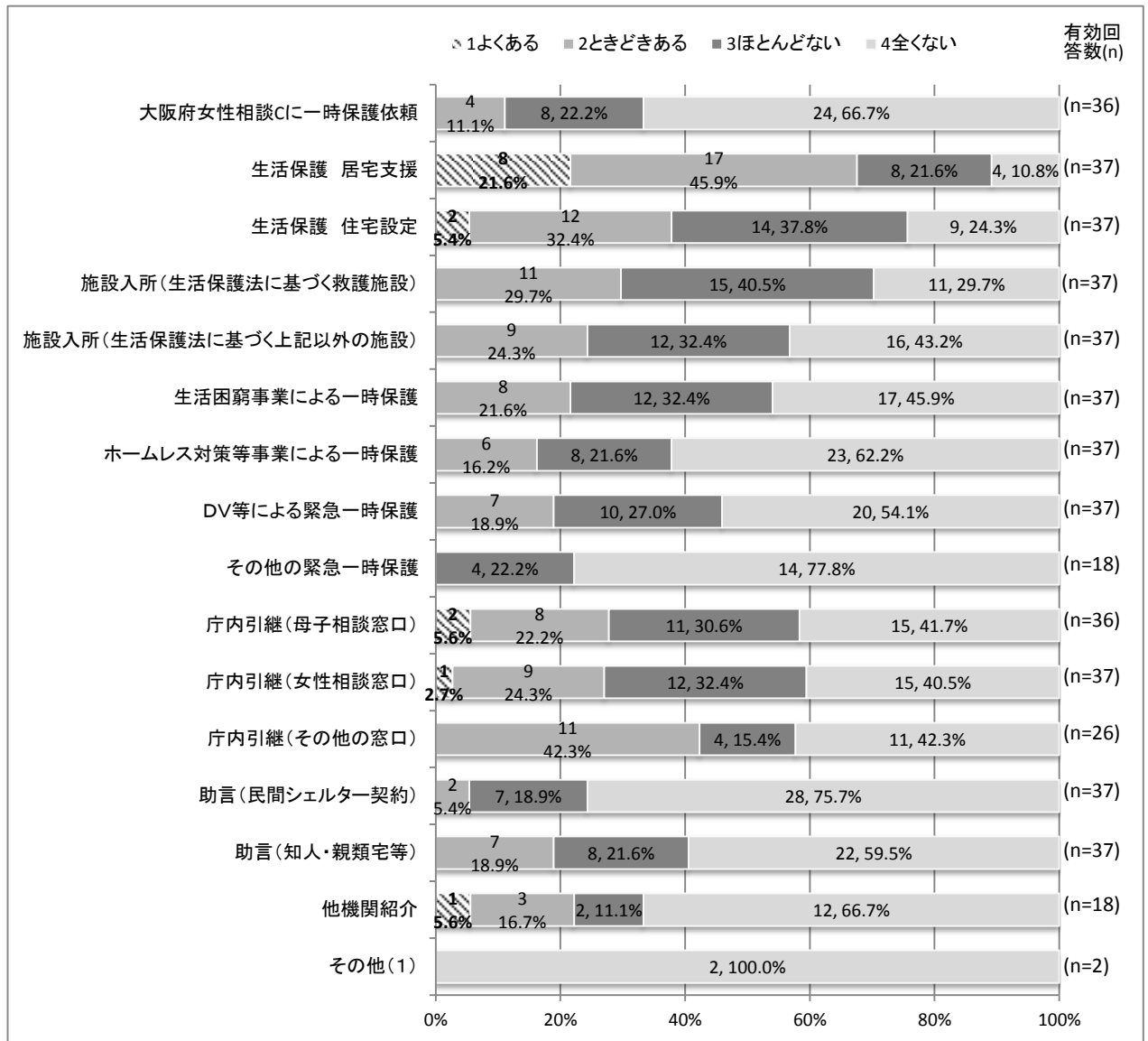


図. 生活保護窓口における経済的困窮+その他保護が必要への支援内容

#### ・生活保護窓口のまとめ

生活保護窓口で生活保護制度の居宅支援が多くの主訴において行われていた。女性相談窓口への引き継ぎは、DV（本人が被害者）や暴力（本人が被害者）、その他保護が必要な場合に行われていた。またDV等による緊急一時保護制度は、DV（本人が被害者）や暴力（本人が被害者）の場合に多く行われていた。大阪府女性相談センターへの一時保護依頼については、市町村ヒアリング調査における生活保護窓口担当者からは、適切に女性相談窓口へ引き継ぎを行い女性相談窓口から依頼を行ってもらうようにしている、との意見が複数の市町村担当者から語られたことから、女性相談窓口への引き継ぎの中に含まれていると推測される。

### ③母子保護窓口

#### ・主訴(経済的困窮)

経済的困窮の場合に「よくある」が最も多かったのは生活保護窓口への引き継ぎ（11件、47.8%）であり、次にその他窓口への引き継ぎ（8件、24.2%）、施設入所（母子生活支援施設）（10件、23.8%）であった。「よくある」「ときどきある」をあわせると、生活保護窓口への引き継ぎが最も多く（40件、87.0%）、次に助言（知人・親類宅等）（22件、55.0%）、施設入所（母子生活支援施設）（23件、54.8%）、他機関紹介（13件、48.1%）、DV等による緊急一時保護（16件、44.4%）が多かった。

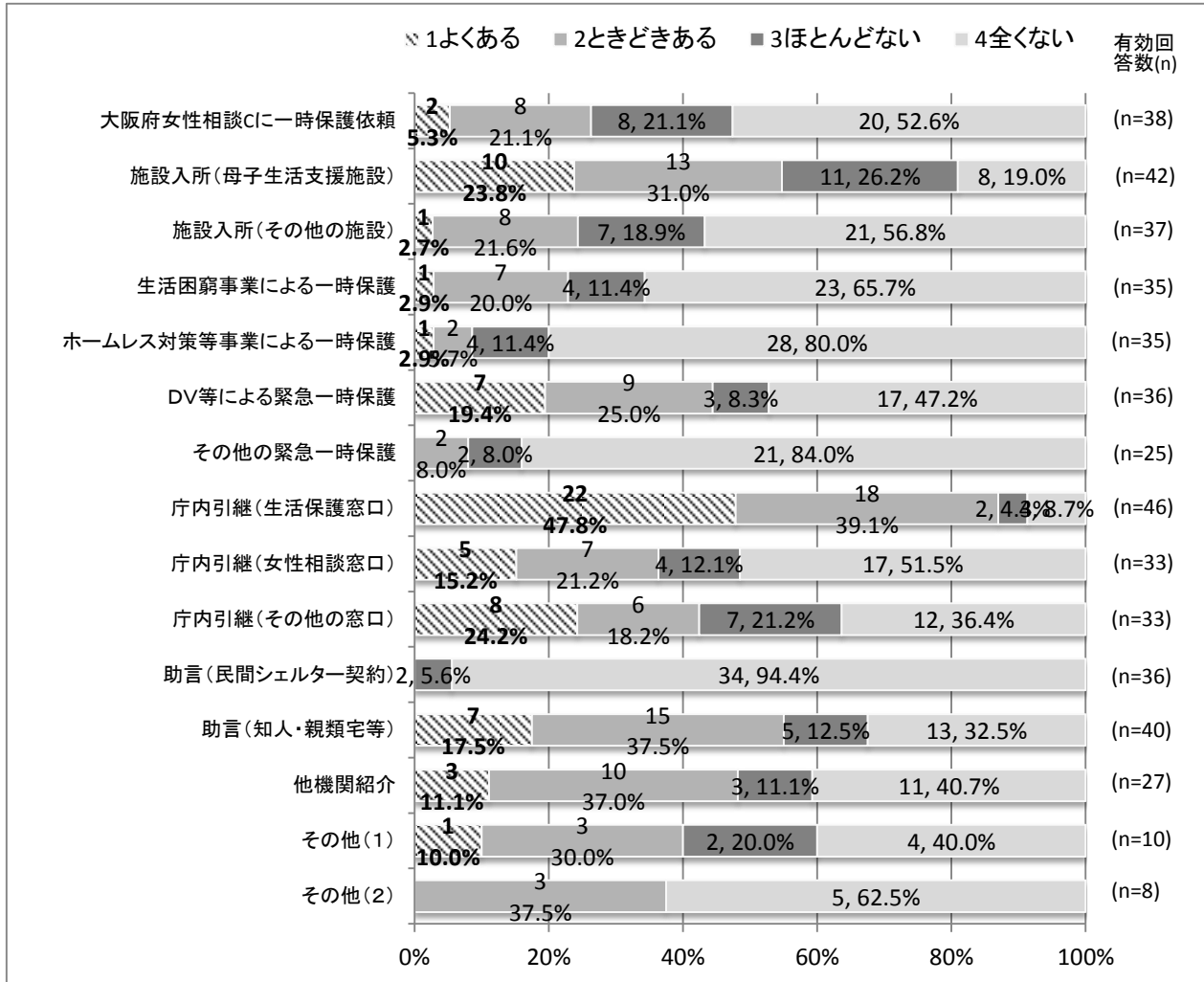


図. 母子保護窓口における経済的困窮への支援内容

#### ・主訴(住まい不安定)

住まい不安定の場合に「よくある」が最も多かったのは生活保護窓口への引き継ぎ（14件、35.0%）であり、次に施設入所（母子生活支援施設）（9件、22.0%）、助言（知人・親類宅等）（9件、22.0%）であった。「よくある」「ときどきある」をあわせると、生活保護窓口への引き継ぎが最も多く（32件、80.0%）、次に助言（知人・親類宅等）（22件、57.9%）、施設入所（母子生活支援施設）（23件、56.1%）、DV等による緊急一時保護（17件、48.6%）が多かった。

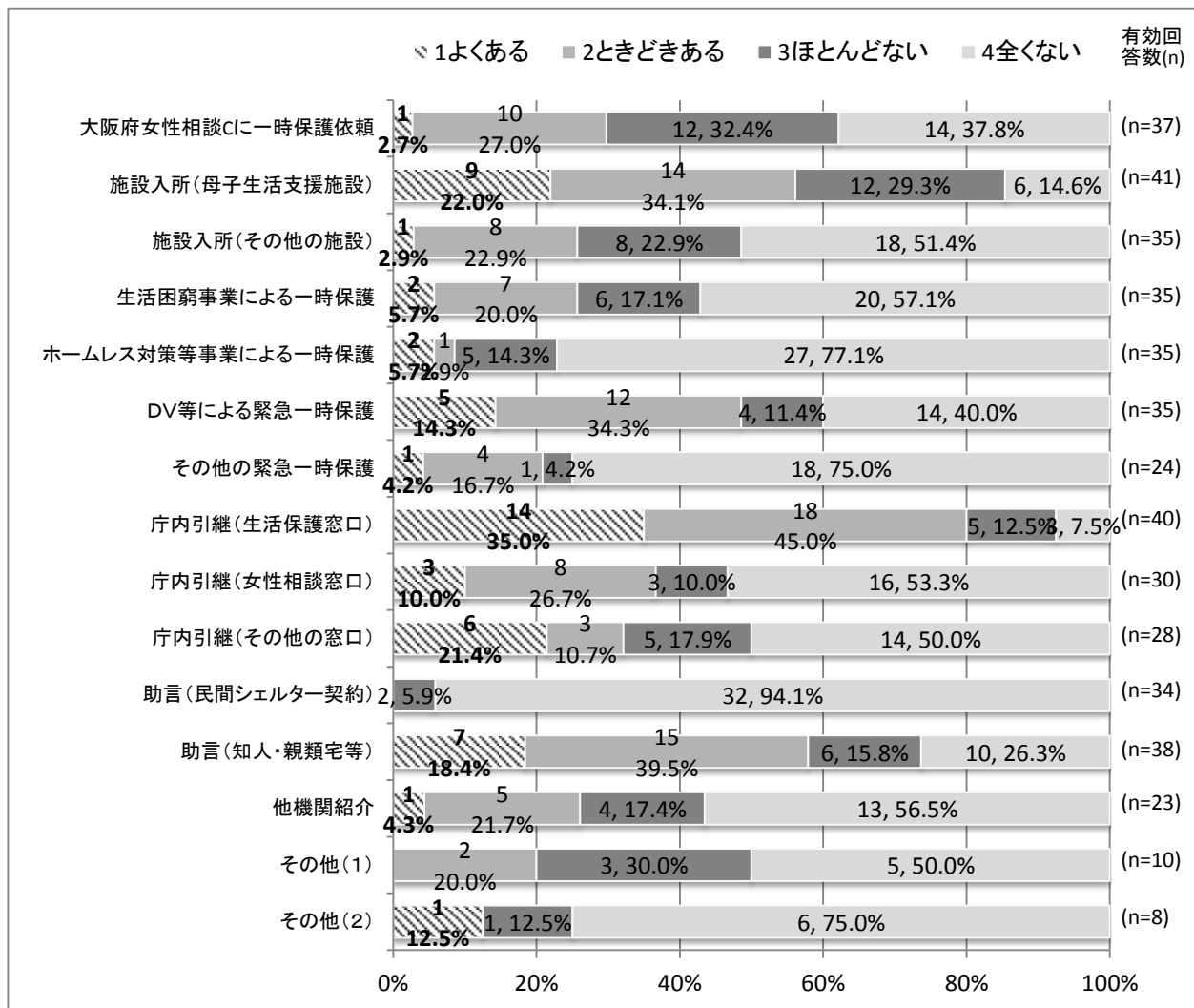


図. 母子保護窓口における住まい不安定への支援内容

・主訴(DV(本人が被害者))

DV(本人が被害者)の場合に「よくある」が最も多かったのは施設入所(母子生活支援施設)(26件、47.3%)であり、次に女性相談窓口への引き継ぎ(17件、44.7%)、DV等による緊急一時保護(19件、40.4%)、生活保護窓口への引き継ぎ(18件、36.0%)が多かった。「よくある」「ときどきある」をあわせると、施設入所(母子生活支援施設)が最も多く(50件、90.9%)、次にDV等による緊急一時保護(36件、76.6%)、生活保護窓口への引き継ぎ(37件、74.0%)、女性相談窓口への引き継ぎ(26件、68.4%)、大阪府女性相談センターに一時保護依頼(31件、67.4%)、助言(知人・親類宅等)(30件、65.2%)、他機関紹介(17件、60.7%)が多かった。DV(本人が被害者)の場合、母子生活施設への入所が多く行われており、DV等による緊急一時保護や大阪府女性相談センターに一時保護依頼についても多く行われていた。また、女性相談窓口や生活保護窓口への引き継ぎ、他機関紹介、助言(知人・親類宅等)が多く行われていた。

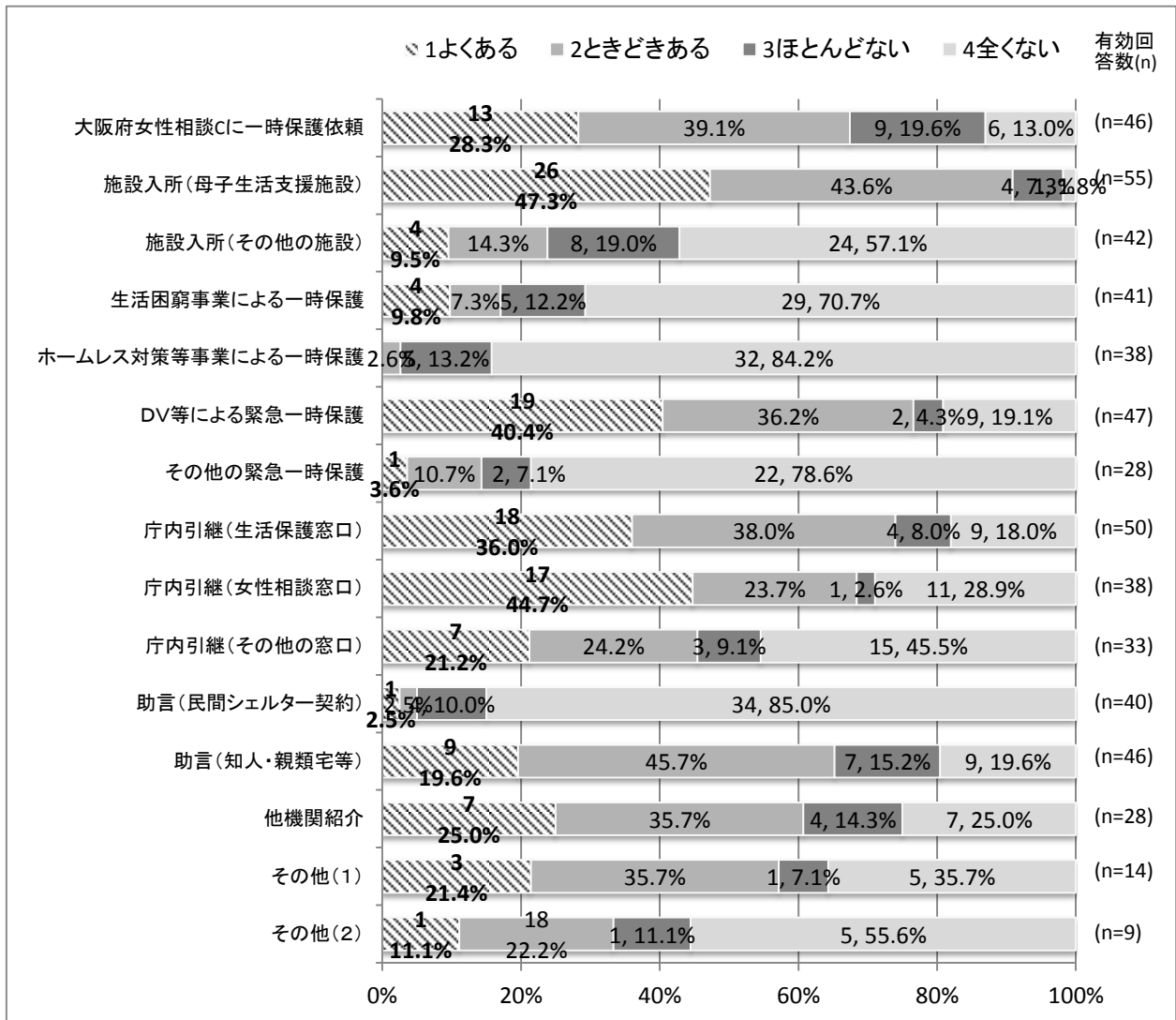


図. 母子保護窓口におけるDV（本人が被害者）への支援内容

・主訴(暴力（本人が被害者）)

暴力（本人が被害者）の場合に「よくある」が最も多かったのは女性相談窓口への引き継ぎ（9件、29.0%）であり、次に施設入所（母子生活支援施設）（10件、24.4%）、DV等による緊急一時保護（9件、24.3%）、生活保護窓口への引き継ぎ（9件、22.5%）が多かった。「よくある」「ときどきある」をあわせると、他機関紹介が最も多く（13件、54.2%）、次に施設入所（母子生活支援施設）（21件、51.2%）、女性相談窓口への引き継ぎ（14件、45.2%）、生活保護窓口への引き継ぎ（18件、45.0%）助言（知人・親類宅等）（17件、44.7%）が多かった。暴力（本人が被害者）の場合、女性相談窓口への引き継ぎや母子生活施設への入所も多く行われていた。また、DV等による緊急一時保護も利用されており、その他、他機関紹介や生活保護窓口への引き継ぎ、助言（知人・親類宅等）が多く行われていた。



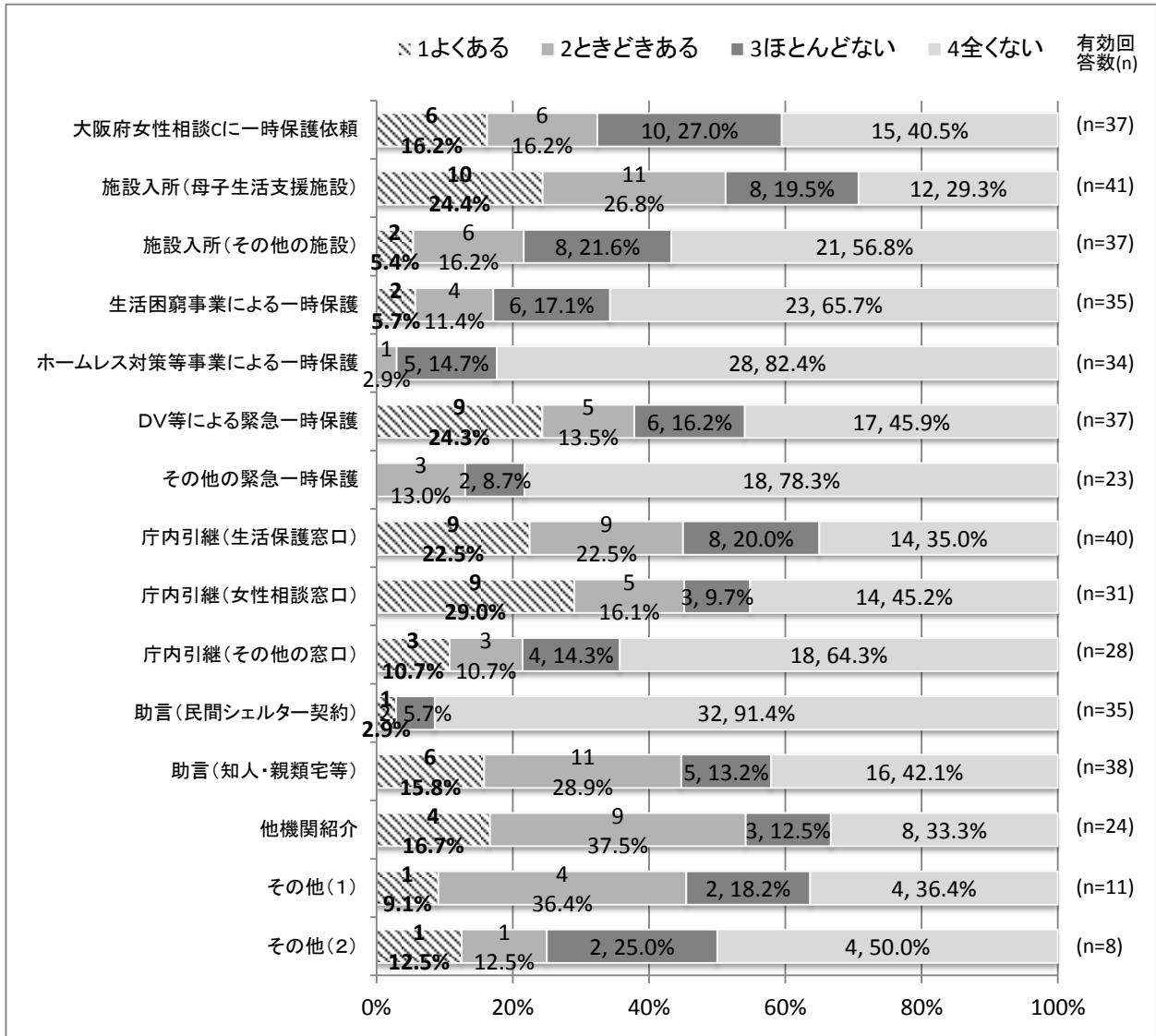


図. 母子保護窓口における暴力(本人が被害者)への支援内容

・主訴(その他保護が必要)

その他保護が必要な場合に「よくある」が最も多かったのは助言(知人・親類宅等)(5件、15.2%)であった。「よくある」「ときどきある」をあわせると、生活保護窓口への引き継ぎが最も多く(12件、35.3%)、次にその他の窓口への引き継ぎ(8件、29.6%)、助言(知人・親類宅等)(8件、24.2%)、施設入所(母子生活支援施設)(7件、19.4%)、女性相談窓口への引き継ぎ(5件、19.2%)、大阪府女性相談センターに一時保護依頼(6件、18.8%)が多かった。

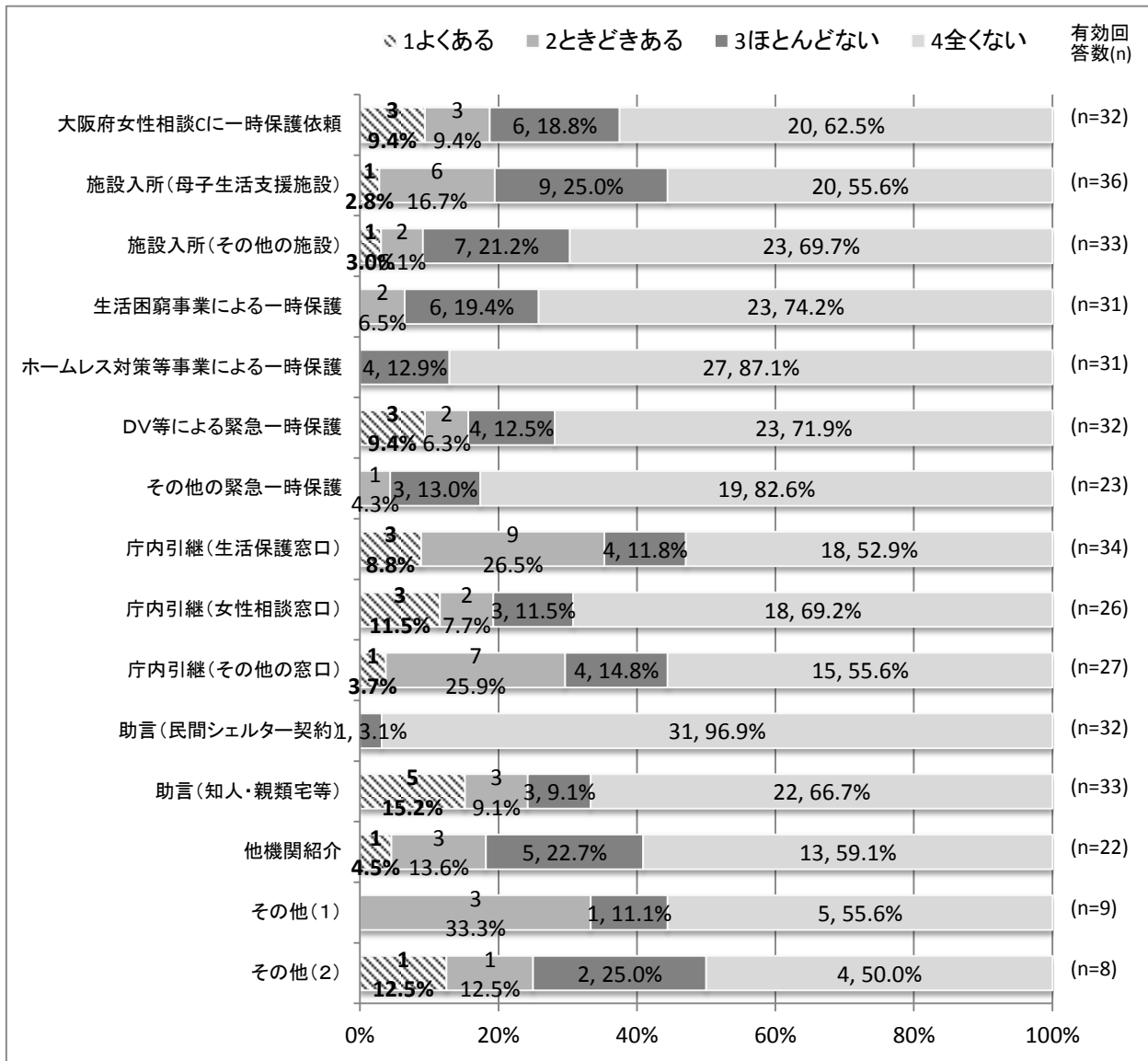


図. 母子保護窓口におけるその他保護が必要への支援内容

・母子保護窓口のまとめ

母子保護窓口で母子生活支援施設への入所や生活保護窓口への引き継ぎ、助言（知人・親類宅等）が多くの主訴において行われていた。女性相談窓口への引き継ぎは、DV（本人が被害者）や暴力（本人が被害者）、その他保護が必要な場合によく行われていた。またDV等による緊急一時保護制度は、経済的困窮や住まい不安定、DV（本人が被害者）、暴力（本人が被害者）の場合に多く行われていた。

### (3) 一時保護、入所検討及び実施状況

#### ① 女性相談窓口

女性相談窓口における一時保護の検討件数では「1～5件」(34, 48.6%)が最も多く、最大値は21件であった。検討した件数、依頼した件数、実施された件数を比べてみると、「0件」と「1～5件」の割合が多くなっていることから、一時保護を検討したが依頼しなかった、一時保護を依頼したが実施されなかったことがある一定数存在することがわかる。検討したが至らなかった件数においても「1～5件」(31, 44.9%)が最も多く、最大値は17件、平均2.2件になっていた。

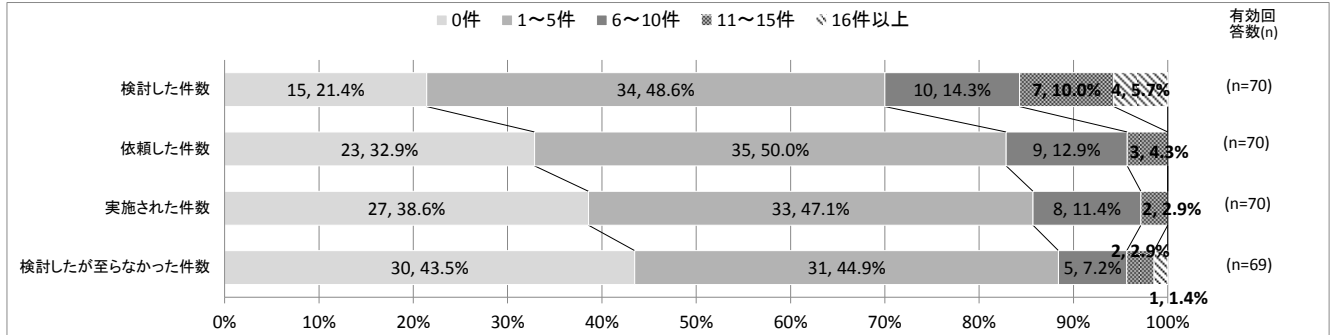


図. 女性相談窓口における一時保護の検討および実施状況

#### ② 生活保護窓口

生活保護窓口における生活保護法に基づく施設への入所支援の検討件数、実施件数では「1～5件」がそれぞれ14, 51.9%、18, 50.0%であり半数を超えていた。検討件数の最大値は11件、実施件数の最大値は42件であった。検討したが至らなかった件数では「0件」(18, 66.7%)が最も多かった。

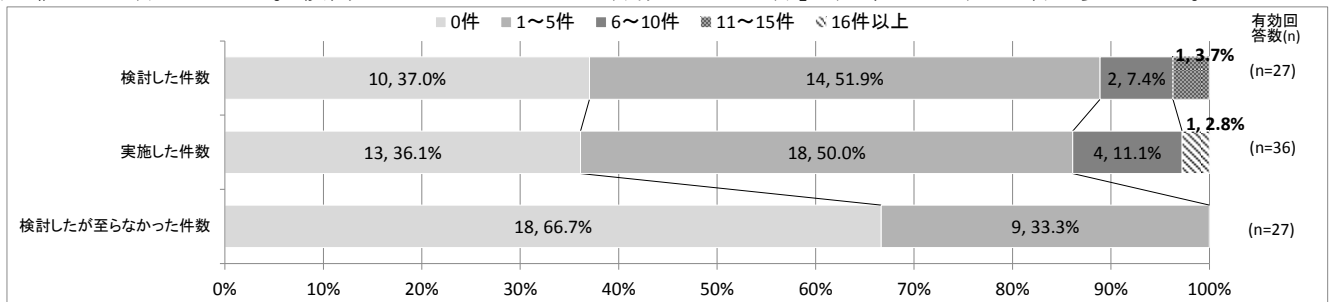


図. 生活保護窓口における施設入所の検討および実施状況

#### ③ 母子保護窓口

母子保護窓口における母子生活支援施設への入所支援の検討件数では「1～5件」(39, 62.9%)が最も多く、最大値は13件であった。実施件数でも「1～5件」(44, 69.8%)が最も多く、最大値は10件、平均2.1件であった。検討したが至らなかった件数においても「1～5件」(33, 53.2%)が最も多く、最大値は9件、平均1.9件になっていた。

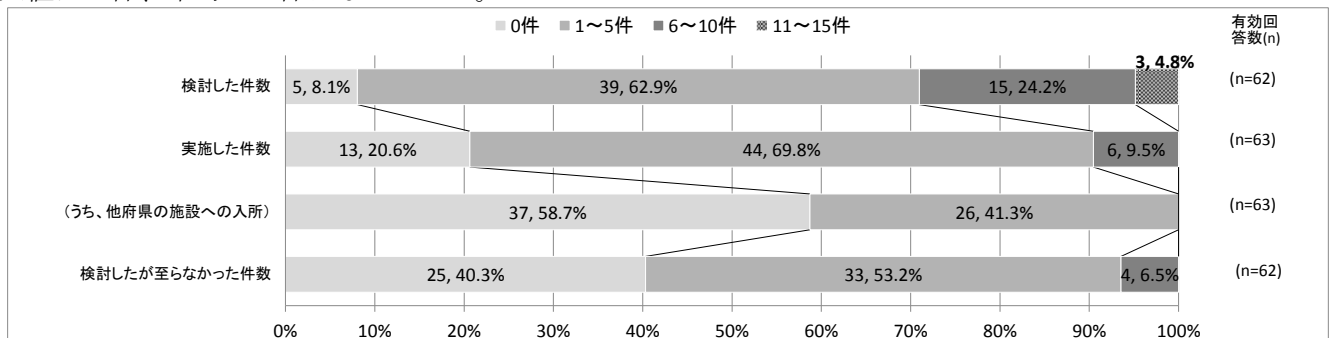


図. 母子保護窓口における施設入所の検討および実施状況

#### (4) 保護に至らない理由

##### ① 施設が受け入れ困難

施設が受け入れ困難な場合が「よくある」と最も多く回答されていたのは生活保護法に基づく救護施設（5件、21.7%）であった。次に生活保護法に基づく上記以外の施設（3件、16.7%）、女性相談センターにおける一時保護（3件、8.8%）、母子生活支援施設（他府県）（1件、6.3%）となっていた。母子生活支援施設（大阪府内）に対して「よくある」の回答はなかったものの「ときどきある」と半数以上（11件、55.0%）が回答していた。

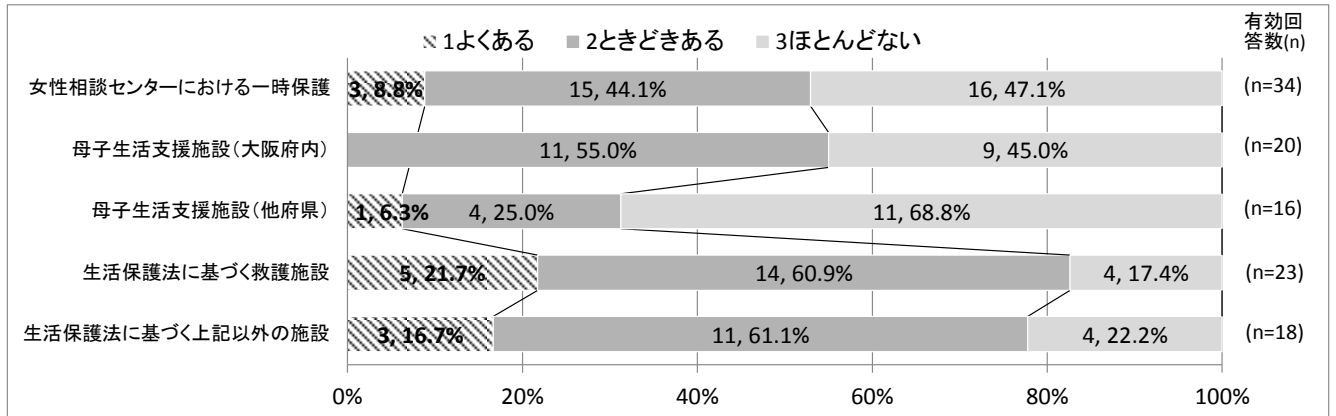


図. 保護に至らない理由（施設が受け入れ困難）

##### ・女性相談センターにおける一時保護

施設が受け入れ困難理由として「よくある」と最も多く回答されているのは集団生活への適応が困難（8件、29.6%）であった。「よくある」「ときどきある」を含めると、集団生活への適応が困難が最も多く（21件、77.8%）、次に医療的支援（服薬管理等）が必要（13件、52.0%）、介護（生活介護）が必要（14件、51.9%）、妊婦（11件、47.8%）が多かった。

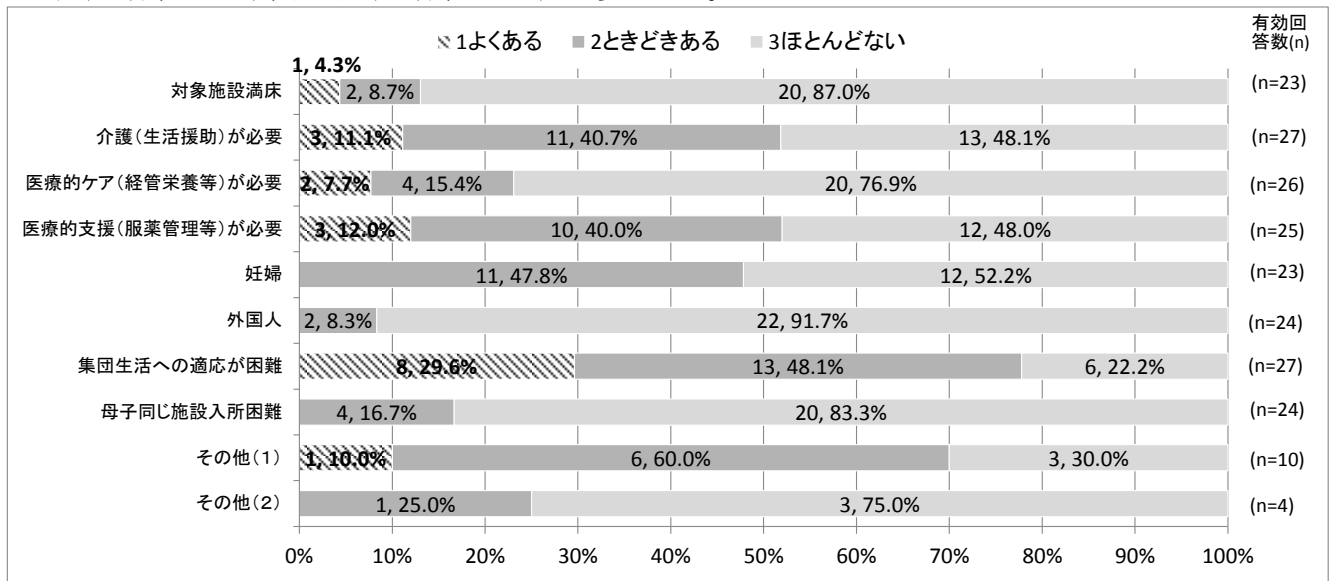


図. 施設が受け入れ困難（女性相談センターにおける一時保護）

##### ・母子生活支援施設(大阪府内)

施設が受け入れ困難理由として「よくある」と最も多く回答されているのは対象施設満床（4件、26.7%）、次に集団生活への適応が困難（4件、22.2%）であった。「よくある」「ときどきある」を含めると、対象施設満床が最も多く（12件、80.0%）次に集団生活への適応が困難（12件、66.7%）、妊婦（7件、50.0%）が多かった。

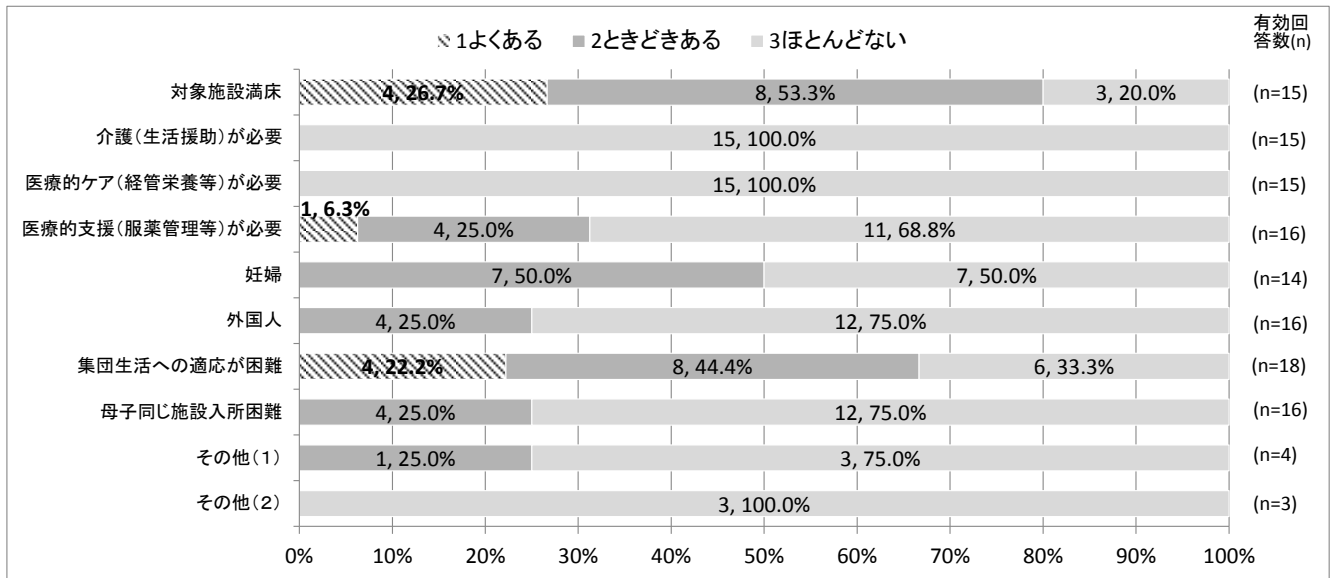


図. 施設が受け入れ困難（母子生活支援施設（大阪府内））

・母子生活支援施設（他府県）

施設が受け入れ困難理由として「よくある」と回答されているのは対象施設満床（1件、8.3%）、集団生活への適応が困難（1件、8.3%）、その他（自由記述：逃亡・ペット同伴）（1件、25.0%）であった。「よくある」「ときどきある」を含めると、対象施設満床と集団生活への適応が困難が最も多く（6件、50.0%）、次に妊婦（5件、45.5%）、医療的支援（服薬管理等）が必要（4件、36.4%）が多かった。

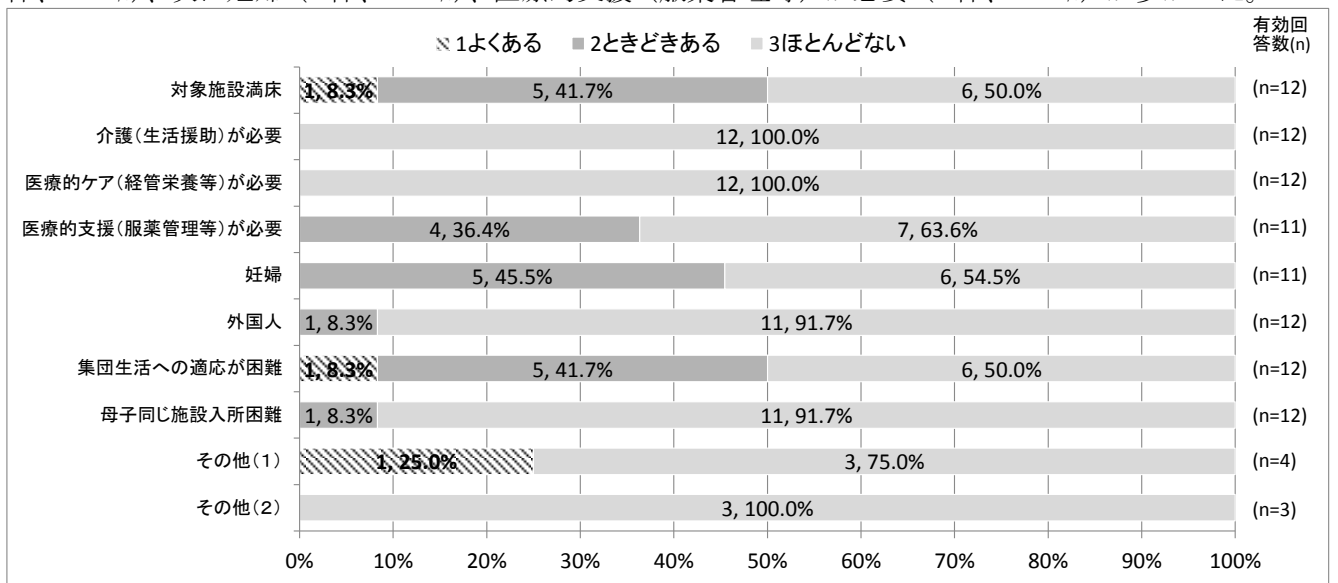


図. 施設が受け入れ困難（母子生活支援施設（他府県））

・生活保護法に基づく救護施設

施設が受け入れ困難理由として「よくある」と回答されているのは対象施設満床（9件、40.9%）、次に集団生活への適応が困難（6件、28.6%）であった。「よくある」「ときどきある」を含めると、集団生活への適応が困難が最も多く（17件、81.0%）、次に対象施設満床（15件、68.2%）と妊婦（9件、47.4%）、介護（生活援助）が必要（8件、42.1%）が多かった。

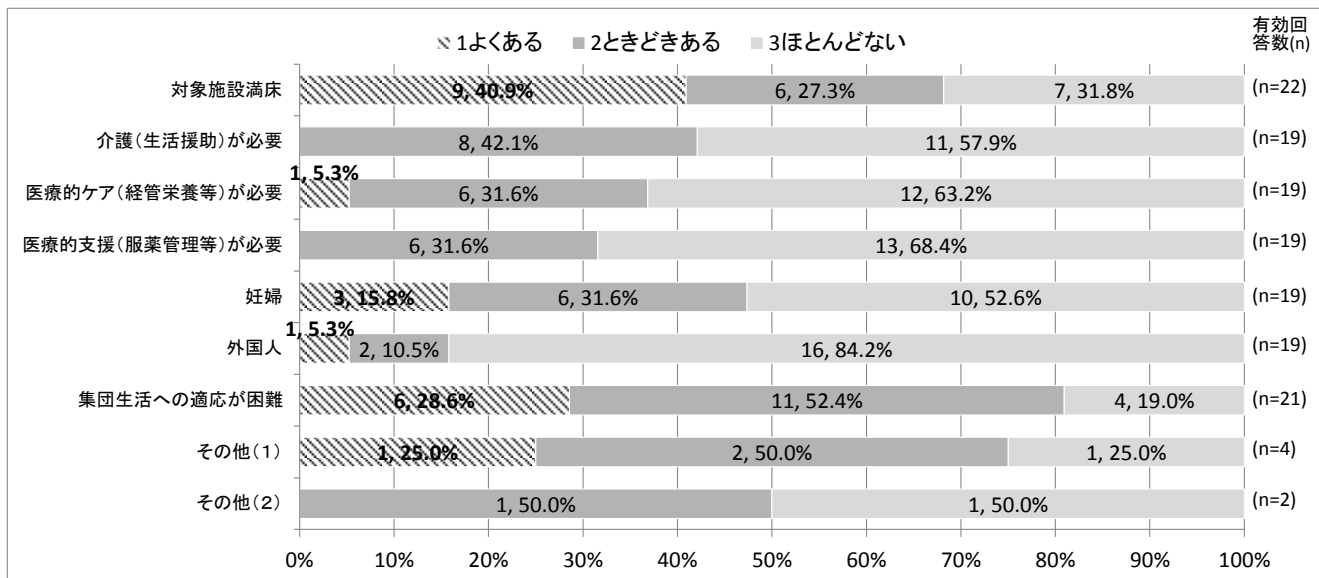


図. 施設が受け入れ困難（生活保護法に基づく救護施設）

・生活保護法に基づく上記以外の施設

施設が受け入れ困難理由として「よくある」と回答されているのは対象施設満床、集団生活への適応が困難（5件、31.3%）であった。「よくある」「ときどきある」を含めると、集団生活への適応が困難が最も多く（11件、68.8%）、次に対象施設満床（10件、62.5%）と介護（生活援助）が必要（9件、60.0%）が多かった。

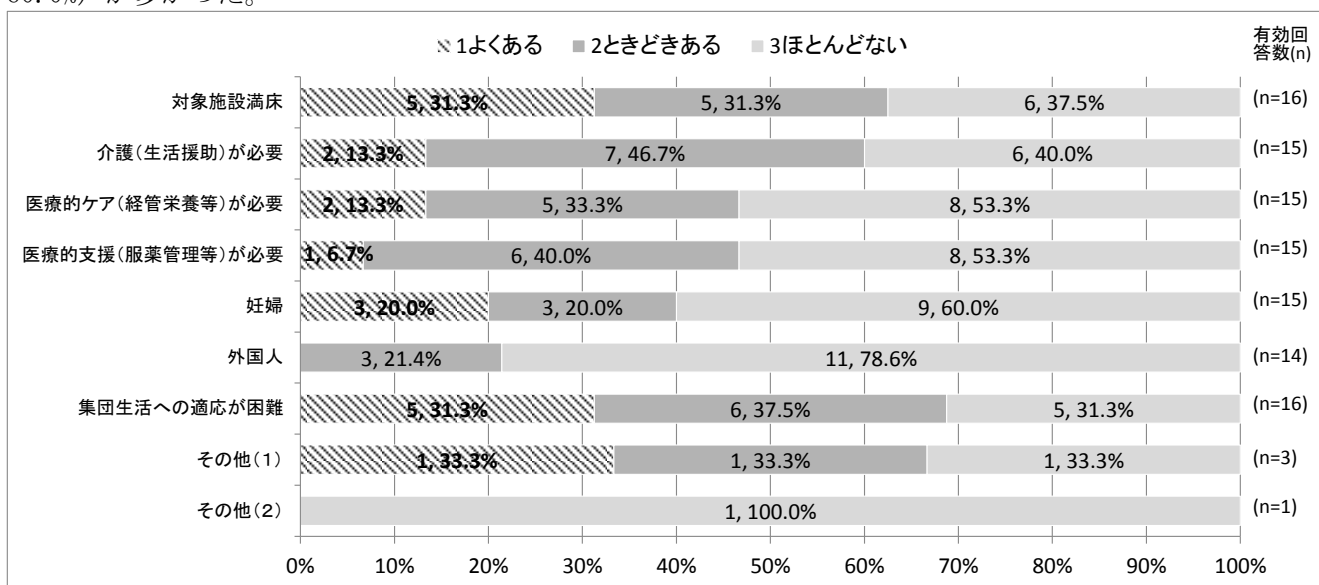


図. 施設が受け入れ困難（生活保護法に基づく上記以外の施設）

・施設が受け入れ困難まとめ

施設が受け入れ困難理由として、集団生活への適応が困難が全ての施設で多く回答されていた。また女性相談センターにおける一時保護以外の施設で対象施設満床が多く回答されていた。女性相談センターにおける一時保護では、医療的支援（服薬管理等）が必要、介護（生活援助）も多く回答されていた。妊婦について多くの施設で受け入れ困難として回答されていた。

## ②本人が入所を希望しない

本人が入所を場合について、すべての施設で「よくある」の回答が多く、「よくある」「ときどきある」をあわせると女性相談センターにおける一時保護、母子生活支援施設（大阪府内）、生活保護法に基づく救護施設では90%以上になっている。

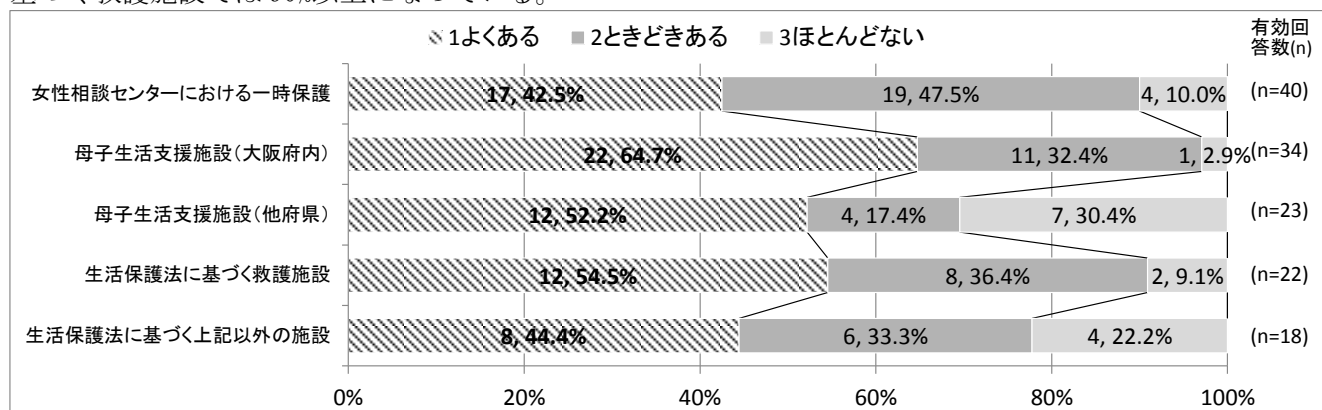


図. 保護に至らない理由（本人が入所を希望しない）

### ・女性相談センターにおける一時保護

本人が入所を希望しない理由として「その他」を除いたすべての項目について「よくある」と回答されていた。「よくある」が最も多く回答されているのは子どもの学校（転校したくない）（23件、67.6%）、次に仕事を続けたい（15件、46.9%）、携帯電話を使用したい（11件、36.7%）、ペット同伴不可（10件、34.5%）であった。「よくある」「ときどきある」を含めると、子どもの学校（転校したくない）（31件、91.2%）が最も多く、次に仕事を続けたい（29件、90.6%）、携帯電話を使用したい（24件、80.0%）、ペット同伴不可（22件、75.9%）、集団生活を受け入れられない（21件、70.0%）、家族と離れたくない（21件、67.7%）が多かった。

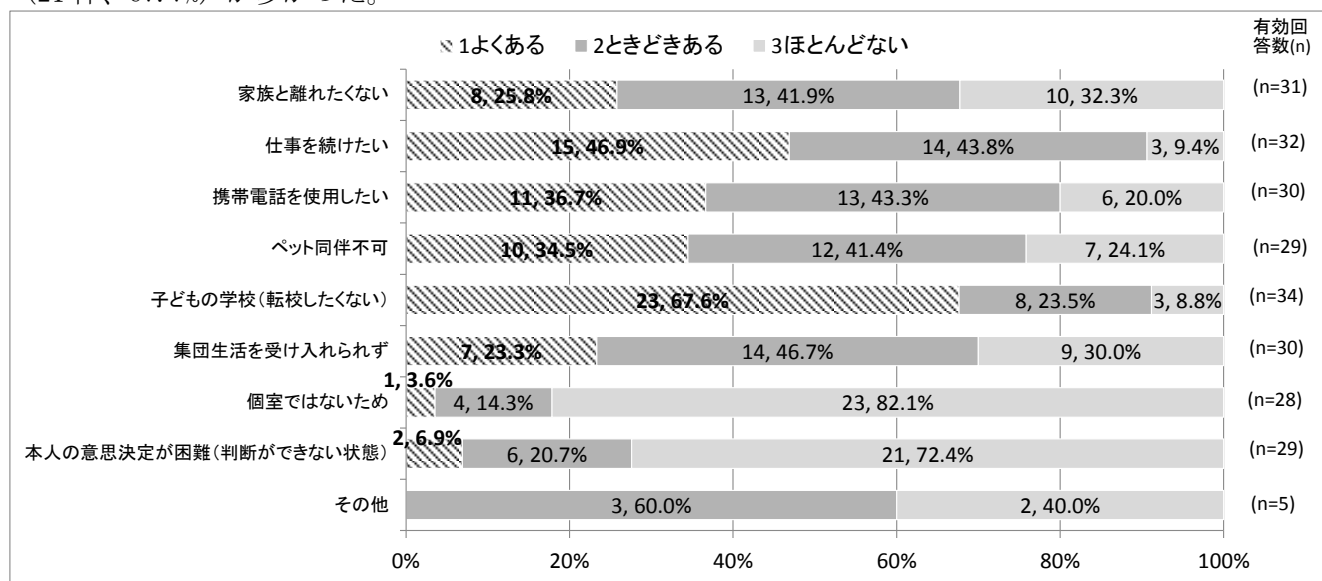


図. 本人が入所を希望しない（女性相談センターにおける一時保護）

### ・母子生活支援施設(大阪府内)

本人が入所を希望しない理由として「個室ではないため」を除いたすべての項目で「よくある」と回答されていた。「よくある」が最も多く回答されているのは子どもの学校（転校したくない）（16件、69.6%）、次に仕事を続けたい（12件、52.2%）、家族と離れたくない（8件、33.3%）、携帯電話を使用したい（7件、33.3%）、ペット同伴不可（7件、33.3%）、集団生活を受け入れられない（7件、33.3%）であった。「よくある」「ときどきある」を含めても上記の項目が多く回答されていた。

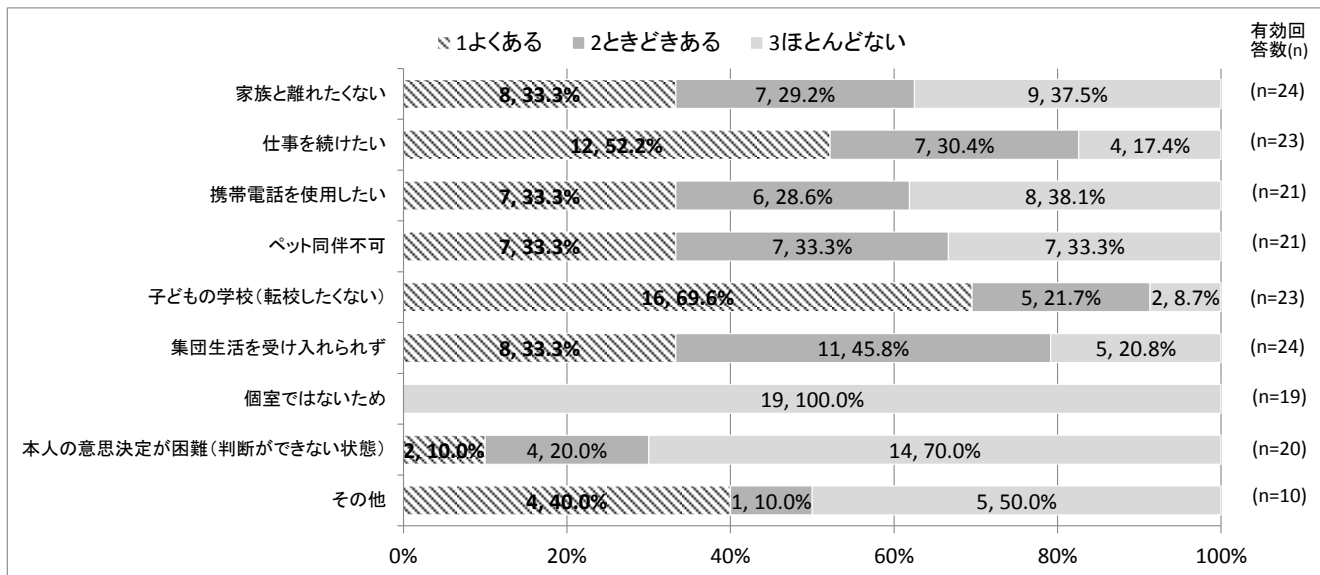


図. 本人が入所を希望しない(母子生活支援施設(大阪府内))

### ・母子生活支援施設(他府県)

本人が入所を希望しない理由として「個室ではないため」を除いたすべての項目で「よくある」と回答されていた。「よくある」が最も多く回答されているのは子どもの学校(転校したくない)(9件、52.9%)、次に家族と離れたくない(6件、37.5%)、仕事を続けたい(6件、37.5%)、ペット同伴不可(6件、37.5%)であった。「よくある」「ときどきある」を含めると、家族と離れたくない(12件、75.0%)が最も多く、次に子どもの学校(転校したくない)(12件、70.6%)、仕事を続けたい(10件、62.5%)、集団生活を受け入れられない(10件、58.8%)、携帯電話を使用したい(8件、53.8%)が多かった。

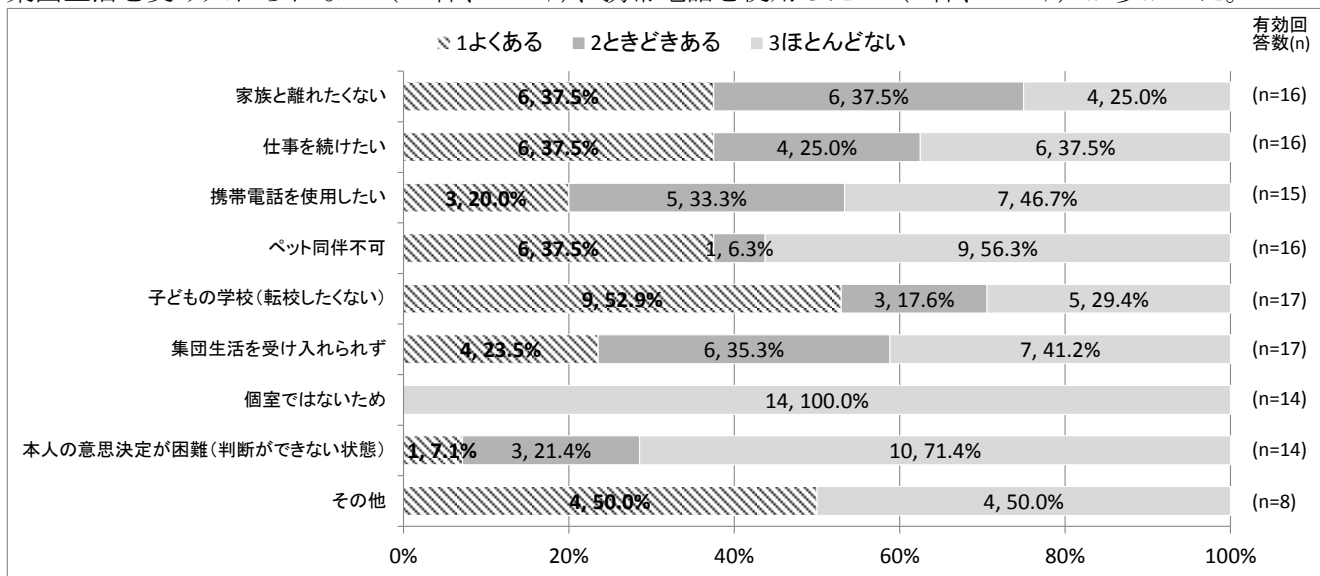


図. 本人が入所を希望しない(母子生活支援施設(他府県))

### ・生活保護法に基づく救護施設

本人が入所を希望しない理由として「よくある」が最も多く回答されているのは集団生活を受け入れられない(12件、57.1%)、次に個室ではないため(10件、47.6%)であった。「よくある」「ときどきある」を含めると、集団生活を受け入れられない(20件、95.2%)、次に個室ではないため(17件、81.0%)、携帯電話を使用したい(12件、60.0%)が多かった。



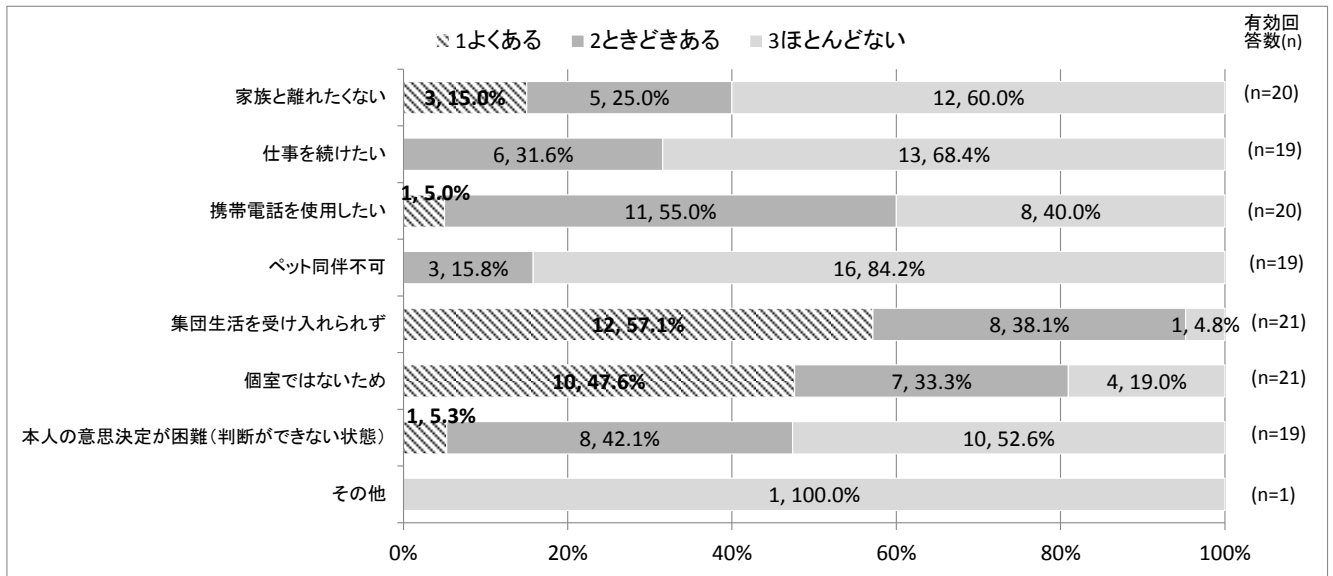


図. 本人が入所を希望しない（生活保護法に基づく救護施設）

・生活保護法に基づく上記以外の施設

本人が入所を希望しない理由として「よくある」が最も多く回答されているのは集団生活を受け入れられない（8件、50.0%）、次に個室ではないため（6件、37.5%）であった。「よくある」「ときどきある」を含めると、集団生活を受け入れられない（13件、81.3%）、次に個室ではないため（11件、68.8%）、携帯電話を使用したい（8件、53.3%）が多かった。

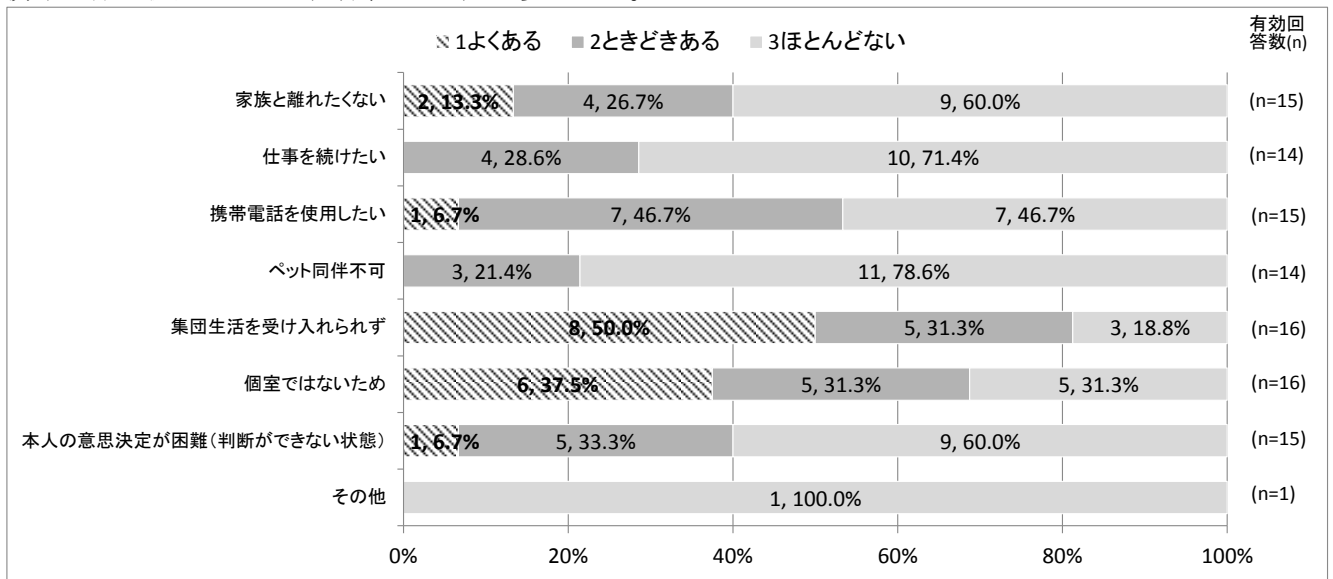


図. 本人が入所を希望しない（生活保護法に基づく上記以外の施設）

・本人が入所を希望しないまとめ

本人が入所を希望しない場合は、全ての施設で多く回答されていた。この結果は施設への入所支援が必要ないのではなく、必要であるにもかかわらず希望されないことを示していると考えられる。

「よくある」「ときどきある」と多く回答されていた要因のなかで、全ての施設において共通で多く挙げられていたのは携帯電話を使用したいであった。また、女性相談センターにおける一時保護および母子生活支援施設（大阪府内）（他府県）では、子どもの学校（転校したくない）、仕事を続けたい、家族と離れたくない、ペット同伴不可についても多くの回答があった。女性相談センターにおける一時保護や母子生活支援施設（他府県）、生活保護法に基づく救護施設および救護施設以外の施設では、集団生活を受け入れられずも多く回答されており、生活保護法に基づく施設では個室ではないことも多く回答されていた。

### ③その他

その他の理由が「よくある」と回答されていたのは母子生活支援施設（大阪府内）（5件、29.4%）、母子生活支援施設（他府県）（5件、33.3%）、女性相談センターにおける一時保護（1件、4.0%）であった。「よくある」「ときどきある」を含めると、母子生活支援施設（大阪府内）（12件、70.6%）、母子生活支援施設（他府県）（7件、58.3%）、女性相談センターにおける一時保護（19件、40.0%）が多かった。

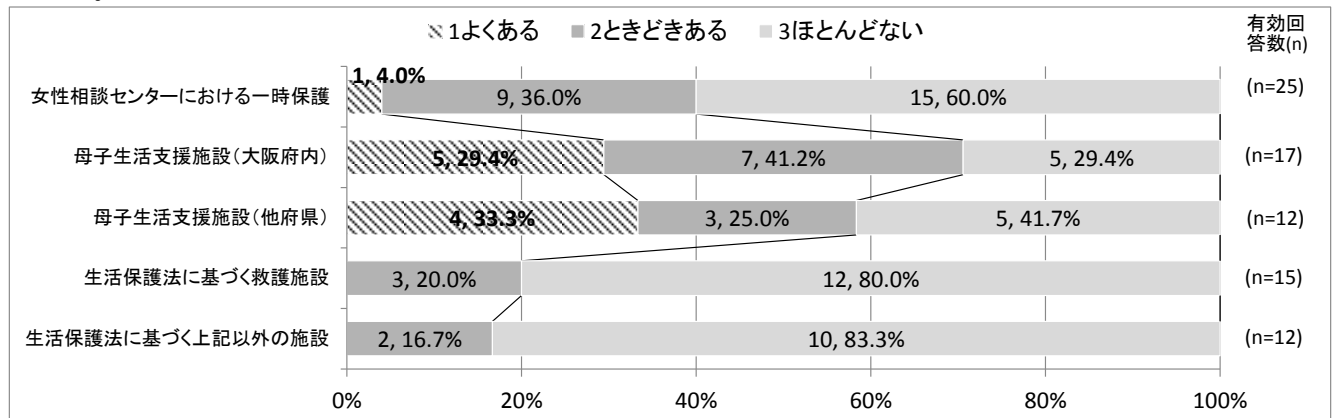


図. 保護に至らない理由（その他）

#### ・女性相談センターにおける一時保護

その他の理由として「よくある」が最も多く回答されているのは知人・親類宅（5件、20.0%）であった。「よくある」「ときどきある」を含めると、知人・親類宅（22件、88.0%）、検討途中で別の適当な支援策が見つかった（17件、73.9%）、他施設で保護・入所（13件、54.2%）の順であった。

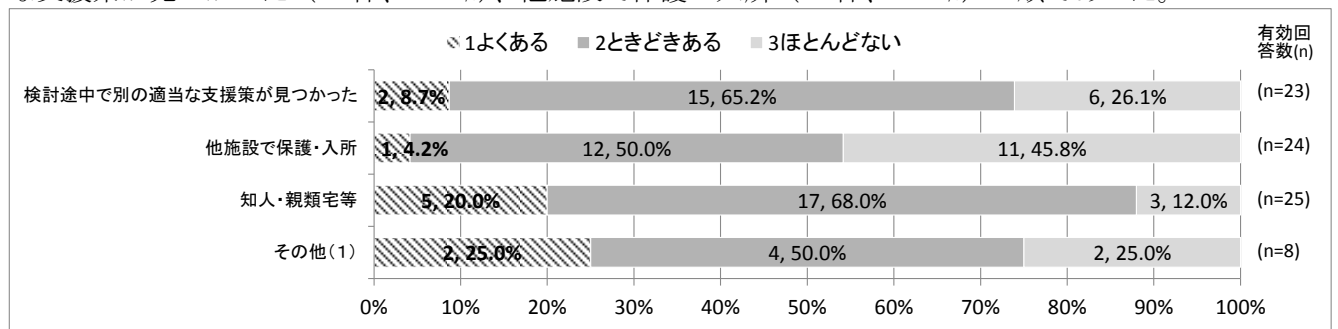


図. その他（女性相談センターにおける一時保護）

#### ・母子生活支援施設(大阪府内)

その他の理由として「よくある」が最も多く回答されているのは知人・親類宅（5件、27.8%）であった。「よくある」「ときどきある」を含めると、知人・親類宅（15件、83.3%）、検討途中で別の適当な支援策が見つかった（13件、81.3%）が多かった。

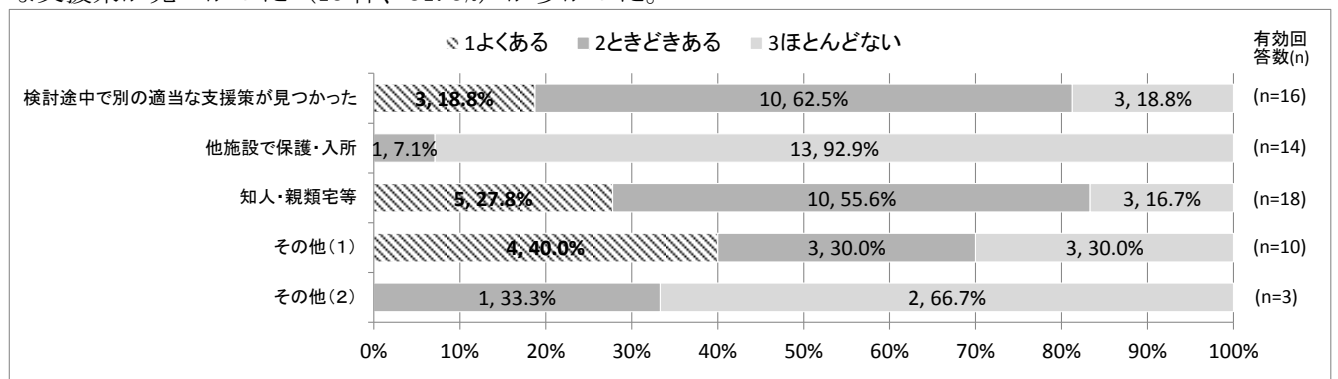


図. その他（母子生活支援施設（大阪府内））

#### ・母子生活支援施設(他府県)

その他の理由として「よくある」が最も多く回答されているのは知人・親類宅（4件、30.8%）であった。「よくある」「ときどきある」を含めると、知人・親類宅と検討途中で別の適当な支援策が見つ

かったが同じ（7件、53.8%）であった。

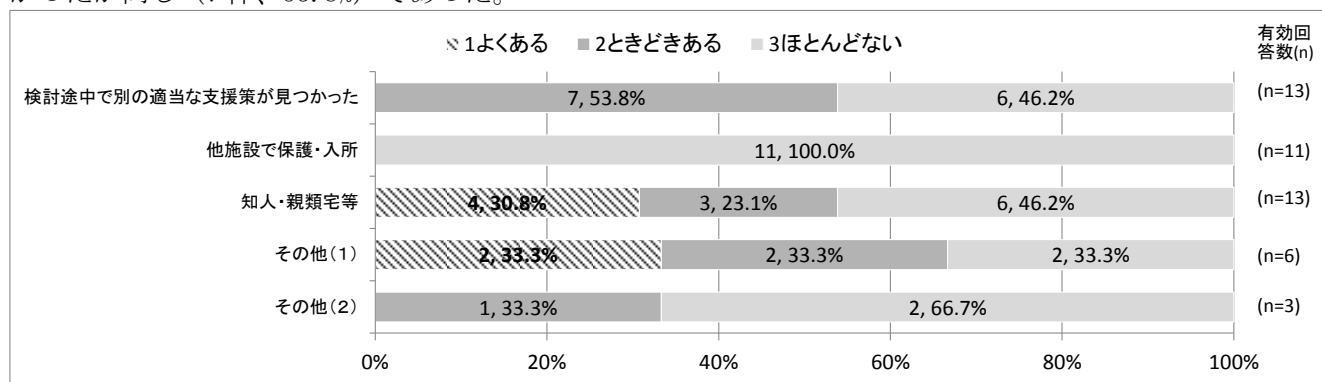


図. その他（母子生活支援施設（他府県））

### ・生活保護法に基づく救護施設

その他の理由として「よくある」「ときどきある」ともに検討途中で別の適当な支援策が見つかった、他施設で保護・入所、知人・親類宅の項目で同じ（「よくある」（1件、5.0%）、「よくある」「ときどきある」（9件、45.0%））であった。保護予算不足は「ほとんどない」（19件、100.0%）であった。

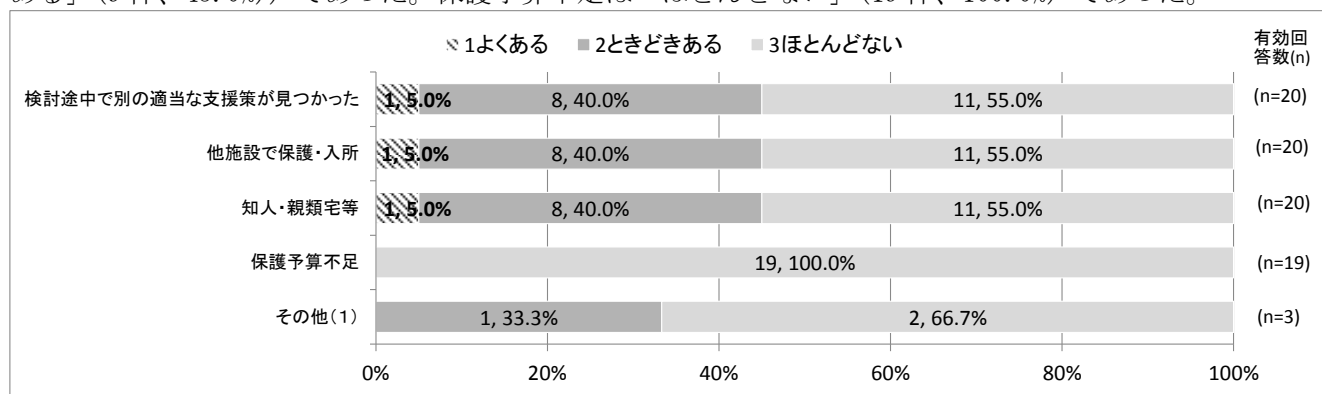


図. その他（生活保護法に基づく救護施設）

### ・生活保護法に基づく上記以外の施設

その他の理由として「よくある」と回答されたのは検討途中で別の適当な支援策が見つかった、他施設で保護・入所、知人・親類宅の項目で同じ（1件、6.3%）であった。「よくある」「ときどきある」においても、上記3項目についてはほぼ同数であった。保護予算不足は「ほとんどない」（15件、100.0%）であった。

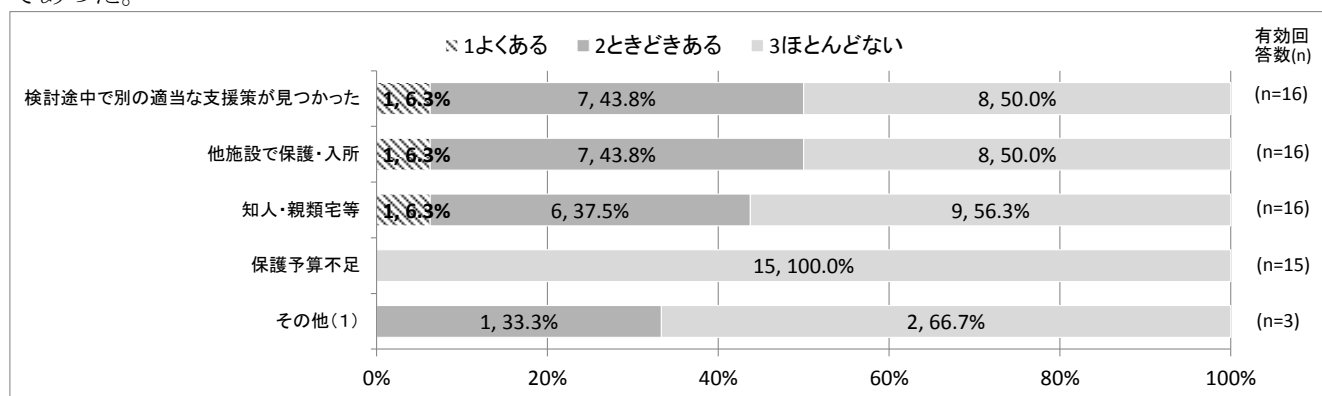


図. その他（生活保護法に基づく上記以外の施設）

### ・その他まとめ

その他の理由として知人・親類宅が多く回答されていた。これは主訴別支援で助言（知人・親類宅等）が多く回答されていたことと関係があると考えられる。また検討途中で別の適当な支援策が見つかったことも多く回答されており、施設が受け入れ困難の場合や本人が入所を希望しない場合に、知人・親類宅等や別の支援策が見つけれられていると推測される。

## (5) アンケート自由記述のまとめ

アンケートの自由記述のうち、支援上の課題に関する部分について以下のとおり整理を行った。

### ① 女性相談・DV相談窓口

#### ・保護に至らない課題

##### 決断のむずかしさ

- 離別により住み慣れた地域や友人等から離れることによる喪失感が大きく、離脱の決意が難しい
- 子どもを転校させたくない、介護を必要とする親を一人にできないなど子ども等への思いや関係を重視する

##### 本人ニーズと支援枠組みのミスマッチ

- 仕事を続けたい、携帯を使用したい、ペットを置いておけないなどの本人のニーズと一時保護の枠組みとのミスマッチがある
- 本人や同伴家族の状況やニーズに応じた一時保護の受入体制についての要望
- 住み慣れた地域を離れることが受入れ難い方がいる
- 母子生活支援施設のネット情報や一時保護所のイメージから入所等を受け入れられない
- 携帯電話や外出の制限等ルールを聞いて、保護を断る場合がある
- 一時保護という方法をとらず、自ら住宅設定後に保護命令を申し立てる方が増えていると実感している
- 暴力の危険性から一時保護が必要と説得しても本人が希望されない場合があり、危険性と本人の意思との狭間で苦慮することがある

##### 他法との線引きのむずかしさ

- 障がい者虐待、高齢者虐待とDVが重なるケースについて保護の実施主体の調整が困難

##### 一時保護を依頼しても引き受けてもらえなかった経験

- 一時保護後の見通しが不明な方について、保護に至らなかったことがある
- 障がい・高齢等の理由により施設に受入れてもらえないことがある

##### 判断のむずかしさ

- DV以外の親等からの暴力被害者にとって、避難が本当にいいのか支援者として葛藤がある

##### 本人の揺れに寄り添う

- その他さまざまな事例があり、一時保護について情報提供してその時は保護に至らなかったが、その後、本人が意思を固めて一時保護に至ったこともある

#### ・一時保護退所後の女性に対する支援について困難な課題

##### 新たな生活を築くための支援

- 経済的困難
- 生活構築に向けた支援が必要

##### 必要な支援につなぐ、支援プログラム不足

- 障がい等に配慮できる支援につなぐ
- 心理的支援が必要
- 子どもへのケアが必要

##### 引き継ぎ・連携が不十分

- 一時保護退所時の支援の引き継ぎ・連携が十分でない
- 退所の連絡がないので、支援ができない

##### 市町村間での違い

- 市町村間の体制の差異や温度差がある

##### 支援のむずかしさ

- 本人につながり続ける難しさ
- DV被害者が帰宅した場合の支援や、再保護となるDV被害者への支援が難しい
- 施設入所に至らなかった、施設不適合
- 本人が一時保護後、危機感が薄れること
- 離婚手続きがなかなか進まない
- その他、心身の状態、生活困窮、養育困難など様々な問題を抱えた方が増えている

## ・婦人保護事業との連携における課題

### 女性相談センターとのやりとり上の困難

- 一時保護依頼時の確認事項が多く、時間がかかる
- 女性相談センター等とのタイムリーな連携が困難
- 婦人保護施設への入所が困難

### 連携が不十分、一貫した支援ができない

- 一時保護後の庁内連携が十分でない
- 一時保護中の支援は女性相談センターCWが担当し、退所後は市が支援するが、一貫した支援が困難

### 支援力をあげるための方策が必要

- 相互理解による役割分担、困難事例のカンファレンスを要望する
- その他、婦人相談員が不足している、DVだけでなく、家族間の暴力ケースなど幅広く対応していく必要を感じる

## ・女性相談・DV相談窓口まとめ

保護に至らない課題として、離別により住み慣れた地域や友人等から離れる喪失感、また子どもにとっては転校が伴うなど、決断のむずかしさがある。また、仕事を続けたい、携帯電話を使用したい、ペットを置いていけないなど本人のニーズと一時保護の枠組みにミスマッチがあり、携帯電話や外出等のルールを聞いて保護を断る場合もあり、一時保護という方法をとらず自ら住宅設定後に保護命令を申し立てる場合が増えているという実感についても回答された。障がい者虐待や高齢者虐待とDVが重なる場合もあり、他法との線引きのむずかしさや、一時保護依頼時に一時保護後の見通しを聞かれ、見通しがなく保護に至らなかった場合や、障がいや高齢等の理由により受け入れてもらえなかった経験があることも挙げられていた。親等からの暴力被害にとって避難という方法がいいのか葛藤するという判断のむずかしさも挙げられていた。被害者本人にとって決断のむずかしさはありつつも、本人の揺れに付き添い一時保護に至ったケースがあることも挙げられていた。

一時保護退所後の女性に対する支援について困難な課題として、経済的困難も含め新たな生活を築くための支援が挙がっていた。また障がい等に配慮できるなど必要な支援につなぐことに加えて、心理的支援や子どもへのケアといった現時点では十分な支援プログラムが不足していることも挙げられていた。さらに一時保護所退所時の支援の引き継ぎや連携が不十分であること、市町村間での違いについても挙げられていた。一時保護後に本人につながり続けること、帰宅した場合の支援など、支援のむずかしさについても挙げられていた。

婦人保護事業との連携における課題として、確認事項の多さや時間がかかること、タイムリーな連携が困難といった女性相談センターとのやりとり上での困難が挙げられていた。また一時保護後の庁内連携の不十分さや一時保護中は女性相談センター、退所後は市が支援するといった担当者の変更による一貫した支援ができないことが挙げられており、役割分担や困難事例のカンファレンスといった支援力を上げるための方策の必要性についても挙げられていた。

## ②生活保護窓口

### ・保護に至らない課題

#### 受け入れ先不足、要件の厳しさ

- 一時保護・入所先を探す難しさ
- 障がい等があることで受入れてもらえない
- 施設入所の受入についての意見・要望

#### 施設生活での制約がある

- 個室でない・集団生活の制約がある
- 入所施設のルールがある

#### 受け入れ手続きに時間がかかる

- 施設入所の決定に日程を要する

### ・施設退所後の女性に対する支援について困難な課題

#### 支援のむずかしさ

- トラブル等での退所後支援が困難
- DV被害者支援の難しさがある

#### **連携が不十分**

○関係機関との連携に課題がある

#### **支援プログラム不足**

○退所時の支援

○受入先の少なさ

○その他、依存症のある、反社会的な特性のある若年者への支援の受け皿が地域にない

#### ・**婦人保護事業との連携における課題**

##### **ハードルの高さ**

○本人の意志を確認すること（本人が拒否すると入所できないこと）

○婦人保護施設入所のハードル

##### **連携が不十分**

○連携が十分できていない

○スムーズな受入れができていない

##### **支援のむずかしさ**

○移送の難しさ

○支援内容・システム

##### **婦人保護事業と生活保護との関係**

○生活保護の適用が前提での入所であること

##### **問題なし**

○問題なし

#### ・**生活保護窓口まとめ**

保護に至らない課題として、一時保護・入所先を探す難しさや障がい等があることにより受け入れてもらえないという受け入れ先不足、要件の厳しさが挙げられていた。また、個室ではない、ルールがあるといった施設生活での制約があることや、受け入れ手続きに時間がかかることも課題として挙げられていた。

施設退所後の女性に対する支援について困難な課題として、トラブル等で退所した後の支援やDV被害者への支援という支援のむずかしさや、関係機関との連携が不十分であること、受け入れ先の少なさといった支援プログラム不足が挙げられていた。

婦人保護事業との連携における課題として、婦人保護施設入所のハードルの高さや、連携が不十分であること、移送が必要になるといった支援のむずかしさ、生活保護の適用が前提で入所になるといった婦人保護事業と生活保護の関係について挙げられていた。問題なしという回答もあった

### ③**母子保護窓口**

#### ・**入所に至らない課題**

##### **決断のむずかしさ**

○地域から離れることの喪失の大きさ・生活の場を変えること

○仕事の継続希望

○ネット情報・イメージの影響

○子どもに転校で負担をかけたくないので、入所しない

○選択することの難しさ

○見知らぬ土地に行く不安が大きく、施設を選べない

##### **本人ニーズと支援枠組みのミスマッチ**

○施設入所の枠組みと本人ニーズのミスマッチ

○施設での生活困難

○集団生活への不安が大きい

○その他、一時保護中は連絡が制限されるため誰とも相談できず、決断できない

##### **本人ニーズに沿った別方をさがす**

○その他の方法を見出す

##### **支援のむずかしさ**

○所持金が少ない

○一時保護後、帰宅した

・母子生活支援施設退所後の女性に対する支援について困難な課題

**新たな生活を築くための支援**

○退所後の生活資金が課題、生活不安がある

**必要な支援につなぐ、支援プログラム不足**

○本人や子どもへの心理的支援が必要

○子育て・子ども・母子関係調整に支援が必要

**引き継ぎ・連携が不十分**

○退所時の連携・引継ぎが必要

**支援のむずかしさ**

○退所後の支援の継続が困難

○退所先の設定の際に、危険性のある前居住地に戻ろうとする場合

○再度の暴力・虐待等のリスクがある

○加害者の元への帰宅する場合

**特になし**

○特になし

・婦人保護事業との連携における課題

**ハードルの高さ**

○一時保護依頼時、移送手段、服薬が必要な場合の受診、確認事項が多いなどの課題がある

○婦人保護施設の入所が困難

**連携が不十分、役割分担の不明確さ**

○子ども支援・児童相談所（子ども家庭センター）も含めた連携

○連携と支援の共通認識（施設・女相・市区町村）

**支援のむずかしさ、マニュアルの必要性**

○その他、婦人保護事業がイメージしにくい、専門的な知識を持っていないのでマニュアルの整備が必要、などの要望

・母子保護窓口まとめ

入所に至らない課題として、施設入所により地域から離れるとの喪失の大きさ、生活の場を変えるといた決断のむずかしさが挙げられていた。また、集団生活への不安など施設入所の枠組みと本人ニーズのミスマッチがあり、本人ニーズに沿った別方策をさがすことも挙げられていた。さらに一時保護後に帰宅するなど支援のむずかしさも挙げられていた。

母子生活支援施設退所後の女性に対する支援について困難な課題として、死活資金も含めて新たな生活を築くための支援が挙がっていた。本人や子どもへの心理的支援や子育て・子ども・母子関係調整への支援といった必要な支援につなぎつつも現時点では十分な支援プログラムが不足していることも挙げられていた。さらに施設退所時の支援の引き継ぎや連携が不十分であることも挙げられていた。退所後に支援の継続をすることに困難さがある場合や、再度の暴力・虐待のリスクがあるなど支援のむずかしさについても挙げられていた。課題について特になしという回答もあった。

婦人保護事業との連携における課題として、移送手段や服薬が必要な場合の受診、確認事項の多さ、婦人保護施設の入所が困難といったハードルの高さが挙げられていた。また子ども支援・児童相談所（子ども家庭センター）も含めた連携や施設・女性相談センター・市区町村などの連携と役割分担の不明確さについても挙げられていた。さらに婦人保護事業がイメージしにくいこと、専門的な知識がないため支援のむずかしさ、マニュアルの整備の必要性についても挙げられていた。

## (6)市町村ヒアリング内容のまとめ

11 市町村の各窓口担当者にヒアリングを行い、女性保護施設利用の促進・阻害要因について分析を行った結果、以下のような要因が抽出された

### ①利用者の要因

- (1) 今までの生活と比較しての施設環境の受け入れにくさ共同生活、生活への制約
- (2) 住み慣れた地域を離れ、社会資源を失うことへの不安・おそれ
- (3) こどもの環境変化への抵抗感
- (4) 加害者との離別への迷い・決め難さ
- (5) 安全と日常生活の維持の軽重の判断しがたさ
- (6) 今後の生活への自信のなさ、不確かさ

### ②市町村の要因

- (1) 「なるべく遠くが安全」との考え方
- (2) 身の安全が優先という考え方
- (3) DVに対する基本的認識の課題
- (4) 措置権を持つ窓口の判断と権限の課題
- (5) しくみとしての連携の課題
- (6) 人と人のつながりとしての連携の課題
- (7) 相談の力量
- (8) 常勤と非常勤の課題
- (9) 予算の課題

### ③施設の要因

- (1) 入所要件の厳格さ
- (2) 多重課題を抱える人への対応への「拒否感」
- (3) 多様な生活ニーズを持つ人へのケアの対応に関する課題
- (4) 自立生活に向けての相談の力量（施設間の格差）
- (5) 財政的な条件の課題
- (6) 施設の物理的環境\*
- (7) 中間的施設のなさ\*
- (8) 施設の存在の見えにくさ

### ④女性相談センター（広域自治体）の要因

- (1) 多重課題を抱える人への措置への考え方
- (2) DV法以外の高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待などとの支援の棲み分けと連携の考え方の要統一
- (3) 一時保護への条件の「厳格さ」
- (4) ケースワーカーによる対応と判断のばらつき
- (5) 入所中のケースワークの課題
- (6) 絶対的な予算不足
- (7) 市町村との連携

以上の分析の結果、①利用者の要因、②市町村の要因、③施設の要因、④女性相談センター（広域自治体）の要因の4要因が重層的に関係しあい、女性保護施設の利用を促進もしくは阻害していることが明らかになった。

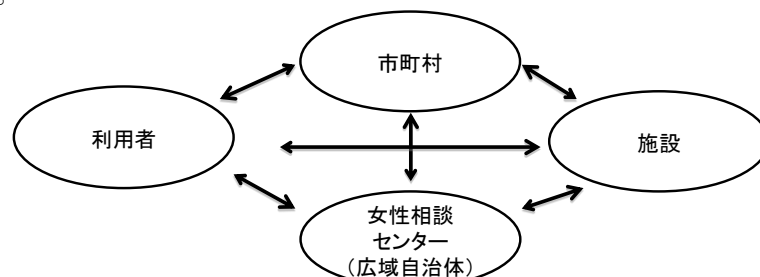


図. 女性保護施設利用の促進・阻害要因の関係